

令和2年第5回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月10日(木曜日) 午前10時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第3号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第4号 神崎町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第5号 香取広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第8 議案第6号 令和2年度神崎町一般会計補正予算(第7号)
日程第9 議案第7号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第8号 令和2年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君

7番 石橋 伸一 君
9番 石井 正夫 君

8番 高橋 正剛 君
10番 寶田 久元 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君		
教 育 長	椿 勇 君	総 務 課 長	久保木豊吉 君
総 務 課 主 幹	石井 達矢 君	町 民 課 長	浅野 憲治 君
まちづくり課長 (兼農業委員会事務局長)	金田 智 君	まちづくり課担当課長	鈴木 信成 君
保 健 福 祉 課 長	廣瀬 裕 君	教 育 課 長	平野 悟 君
会計管理者（出納室長）	明石 かほ 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	高橋 誠一 君	書	記	花嶋 三永 君
---------	---------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 神崎町議会第5回定例会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入り口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。また、今回から、発言者の飛沫感染防止対策のため、演台及び議長席の前にアクリル板を設置しましたので、発言の際はマスクを取って発言をしてください。

それでは、12月3日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして、格別のご協力をよろしくをお願いいたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、6番 木内直樹議員、8番 高橋正剛議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会、千葉県後期高齢者医療広域連合 議会報告

○議長(石橋 伸一君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、12月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、ありがとうございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

昨今、第3波と言われる新型コロナウイルス感染者が急増している状況下、本町では、なんじゃもんじゃいきいき発酵フェスティバルが中止となり、3月の酒蔵まつり、5月の発酵マラソンも開催を見送ることとなりました。この終息は、先が見えない状況にあります。

こうした中で、国や県はG o T oキャンペーン事業による経済対策と特別措置法に基づく新たな協力要請による感染防止策を実施するなど、社会経済活動と医療予防活動充実策の両立を図っているところでありますが、本町においても独自の経済支援策や感染予防対策を展開しているところであります。

9月議会でご承認いただきましたコロナ対策関連の補正予算を活用し、町内の様々な分野で資金循環できるよう、町民1人当たり額面1万5,000円分の発酵の里こうざき元気もりもり“笑顔応援券”を作成し、5,928名、金額で8,892万円分を交付いたしました。大変ご好評いただいております。12月7日現在において、33%、2,900万円を超える金額を既にご利用いただいております。

また、特別定額給付金10万円を受け取れなかった対象基準日以降に生まれた方への新生児応援給付金や、学費支払いに困っている方への大学生支援給付金などの新たな支援給付を進めているとともに、逐次、申請を受けております。

更に、実施できなかつた敬老事業として、ご長寿御祝品の贈呈や、教育施策では、保育所・小中学校の児童・生徒たちへの様々な感染防止対策に加え、学力向上のため教育備品の整備などを遂行しております。

今後も引き続き、町民の暮らし安定を図るべく、支援対策を講じてまいります。

次に、武田地先において無届で開始されました土砂等による埋立行為に関する対応について、9月9日の一報があった以降、即時停止と土砂等の撤去を命令しておりますが、11月30日現在も若干の搬入は続いております。本件の発生直後から、香取地域振興事務所、千葉県廃棄物指導課、香取警察署、千葉県警察本部、そして神崎町で連携を取り、刑事告発に向け、土砂等の排出元の特定や日々の搬入状況の監視、ドローンによる空撮を実施するなど、慎重に対応を続けているところであります。

今後は、引き続き事業の停止と全量撤去を指導する一方、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例違反による刑事告発を速やかに実施できるよう、準備を進めてまいります。

次に、農業基盤整備ですが、去る11月20日に松崎地区土地改良事業が採択となりました。土地改良事業については、平成4年に神崎東部地区が採択となって以来、28年ぶりの事業採択となりました。

本事業は、農地中間管理機構関連農地整備事業としてモデル的な事業であり、事業の全体面積は29.7ヘクタール、うち農用地面積は26.2ヘクタール、道水路が3.1ヘクタールとなっており、事業費は約6億5,000万円で、令和8年に事業が完了する予定であります。これから地区界測量や換地原案作成業務に入っていく、令和4年度から面工事を実施する予定となっております。

道の駅では、昨年度の経営状況は、台風の影響やコロナウイルス感染症の影響が出始めたものの、売上高が7億6,200万円で、来場者数は79万1,000人と過去最高となりました。しかしながら、コロナ感染症の影響により、3月から来客数の減少が始まり、緊急事態宣言後は客数が激減し、5月2日から5月6日までの連休は、感染拡大への配慮から休業といたしました。4月以降、苦しい状況が続きましたが、緊急事態宣言終了後、徐々に客足は戻り、新鮮市場棟をはじめとして、売上、客数ともに前年の水準に近づいております。現在、コロナウイルスの感染者数が増加傾向となっていることから、今後の動向は不透明な部分がありますが、道の駅については健全な運営がなされている状況であります。

最後に、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。9番 石井正夫議員。

○9番（石井 正夫君） 令和2年10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告書。去る10月23日に、令和2年10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、香取市山田公民館において開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

議案第1号から議案第4号及び認定第1号を一括議題とし、管理者から提案理由説明の後、いずれも原案のとおり可決及び認定され、管理者から報告第1号について報告がありました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和2年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ476万6,000円を追加し、補正後の総額を44億9,106万1,000円とするものであります。歳出の内容は、4款、消防費の常備消防費に、感染症対策のための備品購入費など476万6,000円を計上し、対応する歳入は、市町村負担金及び県補助金が追加されました。債務負担行為の補正は、牧野し尿処理場運転維持管理業務委託を追加するもので、期間は令和2年度から5年度までの4か年とし、限度額は1億2,239万3,000円であります。

議案第2号 香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合に防疫等作業手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、国が急速充電設備の全出力の上限を拡大し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準等を改正したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 損害賠償の額の決定及び和解についての案件は、平成30年7月28日14時38分頃、香取市佐原口2122番地40地先の道路上で発生した交通事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決が求められました。

認定第1号 令和元年度香取広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、組合監査委員による決算審査を経て、議会の認定が求められました。令和元年度香取広域市町村圏事務組合一般会計の最終的な予算現額は、47億1,422万2,000

円となり、歳入決算額は48億3,919万7,368円で、平成30年度決算より2億2,183万4,529円、4.80%の増、歳出決算額は44億6,125万3,799円で、同様に1億1,282万6,727円、2.59%の増となっております。歳入歳出差引額は3億7,794万3,569円であり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額も同額となっております。

報告第1号 令和元年度香取広域市町村圏事務組合継続費精算報告書については、継続費を設定したちば消防共同指令センター部分更新事業が令和元年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告をするものであります。

以上、令和2年10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。
6番 木内直樹議員。

○6番（木内 直樹君） おはようございます。報告します。千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告です。

去る11月17日に、令和2年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

定例会では、広域連合議会議長の選挙、令和元年度広域連合一般会計及び特別会計決算の認定、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算など7議案が審議され、全て原案のとおり可決、認定されました。

一般質問では、2名の議員から、後期高齢者医療の窓口2割負担についてや県民の声を聴取するための懇談会等の充実・強化についてなど、質問がございました。

以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 広域連合議会議長の選挙については、山口栄作議長より議長辞任願が提出されたため、議会申合せ事項により、千葉縣市議会議長会が推薦した者として、銚子市、岩井文男氏が指名され、承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を支給するための条例改正を行ったものです。施行日は、令和2年5月1日です。

議案第3号 広域連合監査委員の選任については、監査委員の任期満了による選任で、後任として千葉市、段木和彦氏を選任し、同意されました。

議案第4号 令和元年度広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、決算額で歳入総額25億8,849万6,308円に対し、歳出総額は23億1,413万730円となり、差し引

き 2 億 7,436 万 5,578 円が実質収支額となりました。

議案第 5 号 令和元年度広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、保険給付事業部分を特別会計として設置したもので、決算額で歳入総額 6,572 億 8,087 万 3,526 円に対し、歳出総額は 6,479 億 5,470 万 8,251 円となり、差し引き 93 億 2,616 万 5,275 円が実質収支額となりました。

議案第 6 号 令和 2 年度広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は、予算現額 26 億 8,717 万円から 1 億 3,772 万 3,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,944 万 7,000 円とするものです。

また、債務負担行為を 1 件設定しました。

主な内容は、歳入では、前年度繰越金を共通経費に充当することにより市町村負担金を減額し、歳出では、特別会計繰出金を減額し、財政調整基金積立金の増額をするものです。

議案第 7 号 令和 2 年度広域連合特別会計補正予算（第 1 号）は、予算現額 6,521 億 2,889 万 6,000 円に 78 億 8,138 万 7,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6,600 億 1,028 万 3,000 円とするものです。

主な内容は、歳入では、市町村からの療養給付費負担金と前年度繰越金の増額、一般会計からの事務費繰入金の減額等です。歳出では、過年度分国庫支出金返還金、市町村負担金返還金、基金積立金の増額、支払基金交付金返還金の減額等です。

以上、令和 2 年第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします。

◎日程第 3 議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第 3 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に、人権擁護委員

の候補者として巻島正代氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

巻島さんは、現在68歳。住所は、神崎町小松326番地2です。昭和47年4月から平成23年3月まで、小学校教諭として39年間勤務し、特に最後の9年間は、神崎小学校及び米沢小学校に勤務されました。退職後から現在までは、教育委員会の会計年度任用職員として、不登校の児童・生徒の指導に当たっていただいております。

平成27年4月からは、人権擁護委員として、小学校での人権教室の開催などにご尽力いただいております。現在、香取人権擁護委員協議会の子ども人権委員としてもご活躍されております。

これらを踏まえ、引き続き令和3年4月1日から3年間、人権擁護委員に推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 巻島さん、これは続投だという今、提案理由でありました。3年間の任期だといいますが、平成27年4月1日からスタートして、だから3月31日には切れるわけですが、12月定例議会でこれを提出する。3月定例議会でもよかったんじゃないですか。法務大臣に申請するために、この3か月があったんですか。

それと、神崎町には人権擁護委員、何人いるわけなんですか。

それと、もう一つ、活動内容も今、町長の提案理由にもありましたが、どのような活動内容をあれですか。

その3点。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ご質問いただきました3項目、確認の上、回答させていただきます。

○10番（寶田 久元君） いいですよ。後で報告でいいですから。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、多分、後ろに係長がいっぱいいると思いますから、それに調べてもらって、答弁漏れのもの全協ではなくて、休憩でなくて、議会をお願いします。議会中に。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 後ほどご回答いたします。失礼しました。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第4 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法附則第62条、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の新設により、町税条例で定める特例措置の規定を整備するものであります。

この改正により、既存の特例措置に一定の家屋及び構築物が追加され、中小事業者が令和3年3月31日までに先端設備等導入計画に従った対象設備等を取得した場合、新たに課税されることとなった年度から3か年度分、固定資産税の課税標準がゼロとなるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎

町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第5 議案第3号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第3号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町国民健康保険の近年の収支バランス、医療費の動向等を勘案し、国民健康保険の運営に関する協議会で検討した結果、税率の引下げを行うものであります。

改正の内容は、被保険者均等割額を4,000円引き下げ2万2,000円とし、世帯別平等割額を3,000円引き下げ2万2,000円といたします。また、後期高齢者支援金に係る均等割額を1,000円引き下げ1万円とし、介護保険被保険者均等割額を1,000円引き下げ1万4,000円といたします。

改正する新税率は、令和3年度分から適用いたします。

なお、この改正に伴う影響額は、750万円の減額を見込んでおります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番(鈴木 節子君) 普通、社会保険は扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。然るに、国保税だけが収入のない子ども一人一人にも均等割額が課せられるのは、納得のいかないことでもあるので、私はこれまでも子どもの分の均等割額はできればなくしてほしい、難しければだんだん減額して行ってほしいと要望してきました。今回、大人の分も含めて家族全員の均等割額が減額されるのは、一定の評価は

したいと思います。ただ、今後、方向性として、子どもの分はなくすつもりはあるのか、それとも今回のように全員分を減額していくつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

子どもに対する均等割の減額というお話ですけれども、これについては制度的なこともありますので、国の動向を踏まえて、そういった改正があれば対応したいと考えておりますが、現状にあっては今回の改正のように子どもと限らず世帯全員を見た中で、総体的な中で国保税の適正な課税を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回、国保税の減額だということですが、以前は国保税が苦しいとあって、神崎町単位でやっていた時には値上げ、値上げでいたんですが、これ、値下げの要因は、余裕ができてきたからでしょうか、広域になったから値下げ、そのような状況だから余裕が出てきたんですか。国保税の余裕。

それともう一点は、神崎町で国保と社保の率はどのくらいあるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 質問にお答えいたします。

広域化による影響ですけれども、まだ検証がそこまで進んでおりませんので、ただ財源の安定に向けた制度改正となっておりますので、そういった方向はあるかなと思っております。厳密に広域化になってからこれだけ効果があるというようなシミュレーションのほうはできておりませんが、財政の安定化に向けた制度改正でありましたので、それは達成されていると認識しております。

それと、もう一つの質問の国保と社保の割合ですけれども、申し訳ありません、手元に資料がございませんので、こちらについても確認の上、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第6 議案第4号 神崎町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業は、制度改正により、平成30年度から県が財政運営を主体として行っております。それ以前は各市町村での運営であったため、財政規模の小さい町は医療費等の急激な増加に備えるため、基金を積み立てておりました。

神崎町においては、医療給付費等の概ね2か月分を基金で積み立てる条例となっておりましたが、近隣市町の基金条例に合わせ、積立額に係る基準的な規定を改正し、積立額を、予算で定める範囲内の額及び基金の利息分とする規定に変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） お願いがあります。マイクが皆さん、上を向いておりますので、発言をする際は自分のほうに向けて発言をしていただくようお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたし

ます。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第7 議案第5号 香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第5号 香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

令和3年4月1日から、多古町が香取広域市町村圏事務組合の共同処理する不燃性廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場及び可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務に加入することに伴い、同組合同規約の一部を改正することについて、地方自治法第290条の規定により、構成市町の議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約改正は、令和3年4月1日から施行されます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 議案第6号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,900万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金では、社会福祉費負担金として、障害者の自立支援給付費及び医療費の負担金として293万1,000円を計上いたしました。

16款、県支出金では、児童福祉費補助金として、幼児教育・保育無償化円滑化事業費補助金として198万円を計上いたしました。

18款、寄附金では、民生費寄附金として、30万円を計上いたしました。

20款、繰越金は1,892万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、住民情報システム管理事業として、通知カード・個人番号カード関連事務負担金に74万1,000円を計上いたします。

3款、民生費では、障害者自立支援給付事業として、自立支援医療給付及び障害福祉サービス費等給付として、合わせて586万5,000円を計上いたします。

6款、農林水産業費では、環境保全型農業直接支払交付金及び飼料用米等拡大支援事業補助金として、合わせて142万9,000円を計上いたします。

8款、土木費では、町道維持管理事業として、道路維持補修作業委託料を314万1,000円計上いたします。

10款、教育費では、神崎中学校教育振興事業として、教科書改訂に係る指導用教科書及びデジタル教科書等の購入のため、271万5,000円を計上するほか、学校管理総務費として、会計年度任用職員に係る報酬を170万円計上いたします。

また、道の駅拡張計画事業の基本設計等業務に関しまして、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 歳入の寄附金なのですが、30万円のご寄附があったということで、それを歳出のほうでは保育所の備品のほうに充てていらっしゃると思うんですが、匿名であればお聞きできないんですが、どなたかからの寄附ということなんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） お答えいたします。

民生費の寄附金30万円でございますが、通常でしたら広報等で寄附された方を公表させるというのが一般化しているんですけども、今回のこの30万円につきましては、匿名ということでございます。

内容としましては、定額給付金で頂いたというか給付された金額をそのまま寄附するというような内容で、福祉に使っていただきたいというようなことでした。個人のことについてはちょっとお答えできません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 3点ほど聞きます。

まず、繰越明許費3,300万円。9月補正で組んで、12月補正で繰越明許。年度内に事業ができないというのが町長の提案理由にありましたが、私はこれ、一般質問でも議案審議でもやったとは思いますが、地方創生臨時交付金、これコロナ関係で来て、これを要するに設計するというわけですが、4車線化になるために、NEXCO、県との打合せで、要するにこれはパーキング、PAのために組んだわけですが、私はこれは時期尚早ではなかったかなと言いましたが、全額、国庫補助ですからということで組んだみたいですが、これはまずいいです。これは繰越明許だということで。国庫補助金ですから、全協での澤田さんの説明では、これは国へ返すと言っていますが、来年度またこの計画を立てるわけですか。これが1点。

もう一つは、全協での私の聞き漏れかも……、間違っているかもわかりませんが、8ページ、障害者医療負担金ということで147万5,000円。これは透析だということですが、透析でなかったらすみません。全協でそのように聞き取ったからあれですが、これは透析の患者が増えたからですか。

それともう一点、高柳議員の今の寄附金に関しての関連ですが、保育所、米沢保育所、神崎保育所に30万円が15万円ずつ振り分けてありますが、これは寄附者の希望なんでしょうか。

この3点、聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） まず、1点目の寶田議員のご質問で、繰越明許費に関しましてご説明申し上げます。

コロナの関係の交付金ということで、国の全額補助でございます。一度、年度内に執行する予定でしたが、国のPAの事業化がまだ確定していないということで、国道事務所とNEXCOとの協議ができないということで年度内の完了が見込めないということで、繰越明許費の設定をさせていただきました。

次年度、令和3年度に改めまして国のほうの補助金ということで、改めて歳入ということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

2点目の自立支援医療費につきましては、病院等から新規の人工透析の方2件について、この医療費の給付についてお問合せがございました。まだ申請等は上がってきておりませんが、この方の話の中では、生活保護給付、受けている方ということで、生活保護を受けている方の人工透析につきましては、月額40万円ほど経費がかかります。そういったことを見込みまして、補正のほうで計上させていただいてございます。

3点目の寄附の使い道につきましては、匿名ではございましたが、その人としては福祉関係で使っていただきたいということで寄附者からお話があったと承っております。

町としましては、子育て支援に力を入れている中で、今回の寄附金につきまして、保育所のほうで子育て支援の一環ということで、用具の購入に充てさせていただくことといたしました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 議案第7号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,837万円とするものであります。

今回の補正予算は、令和3年度からの制度改正に伴うシステム改修に係る費用を計上しております。

まず、歳入予算につきましては、3款、国庫支出金に介護保険事業費補助金を30万5,000円、6款、繰入金に一般会計事務費繰入金を30万5,000円、それぞれ増額いたします。

次に、歳出予算につきましては、1款、総務費にシステム改修委託料61万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第10 議案第8号 令和2年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第8号 令和2年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

建設改良費の補正につきまして、県土木事務所発注の国道356号線郡地先排水整備工事に伴い、道路管理者より水道本管の移設を求められ、工事を実施するに当たり設計業務を行う必要があることから、業務委託料442万2,000円を増額補正するものであります。

併せて、営業外費用の補正につきまして、建設改良費増額に伴い、申告する消費税額が減少する見込みであるため、消費税を40万2,000円減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和2年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 一般質問

○議長（石橋 伸一君） 日程第11 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 3 番 高 柳 智 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳 智議員の質問を許します。

○3 番（高柳 智君） 議員番号3 番 高柳 智です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

気温の低下、湿度も低下いたしまして、かなり乾燥しております。その影響か、新型コロナウイルス感染の第3波が押し寄せてきております。引き続き新型コロナウイルスの影響で苦しい思いをされている方々には、心よりお見舞い申し上げます。

また、未来ある子どもたちが修学旅行等、行事が制約されております。我慢を強いられていることには、本当に心より苦しい思いでございます。

一方、国は、G o T o 事業の延期や、事業規模73兆円の追加経済対策など、経済活動を維持するために試行錯誤を繰り返しております。しかしながら、明らかに今後も税収等の落ち込みは否めません。何よりも一日も早い特効薬の開発、ワクチンの接種による感染の終息が待たれます。

そこで、私の質問といたしましては、現在の事業執行状況についてなどの質問を行いたいと思います。

以降につきましては、自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳議員。

○3 番（高柳 智君） まず、事業の執行状況ですけれども、先ほど町長の行政報告にもございましたが、地域経済活性化券、笑顔応援券ですか、町民の方々はもとより、近隣の方々からも、羨まし、すばらしいというお声を聞いております。

現在の活用状況は、先ほど町長のお話の中で33%、2,900万円だということですが、やはり町民全体を見ますと、使い方に苦慮されている方がいらっしゃる。どういう方かと申しますと、やはり高齢者等の交通弱者の方々、障害者の方も含めてなんですけど、だと思われれます。また、そのような声もお聞きしておりますが、今後、執行率

100%を目指す上では、何かよい方策等をお考えかどうか、まずお聞きいたします。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

執行率を100%まで上げるという何か方策はないかというご質問でございます。やはり高齢者の方、やっぱり買い物には苦勞されているということでございます。そのことにつきましては承知しております。

ただ、買い物をしないわけにはいかないということでございますので、何かしらの買物の方法を使って買物はされているものと思っております。その中で、ご近所をお願いしているケース、それから介護サービスをご利用しているケース、それから社協ヘルパーさんをお願いしているようなケースもあるということ聞いております。

今、考えていることは、先日、高柳議員からご質問いただいた時に、ナリタヤさんで今、移動スーパーとくし丸を運営しております。そちらへ応援券のご利用、こちらを今、お願いしているところでございます。後日、また回答をいただければと思っておりますので、それなりの対応はできるかと思っております。

また、利用状況、こちらにつきましては、こちらは2月いっぱいのご利用期間ということなんですけれども、その状況を見まして、また繰越明許ということで、皆様に承認をいただいて、来年度に繰り越すということも考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。繰越明許ができるということですので、期限の延長等もお考えになられるのは、いいお考えではないかと思えますし、これは可能かどうかは分からないんですけれども、最後の最後では区切りを取って全て共通券という考え方も1つ、大型店に行ってしまうのかなというところはあるんですが、また、福祉サービスなどを利用されている方は自己負担があるんですが、社協のサービスだったり使われている場合には、その福祉の自己負担にも使えるような方向もあってもいいのかなと私は思います。ありがとうございます。

続きまして、新生児応援給付金の執行状況はいかがでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

現在までの執行状況ですが、事業費300万円に対しまして、執行済額60万円となっております。20%の執行状況ということでございます。

対象となる新生児がこれまで9名ほど申請がございましたので、この後、年内に3

名の方に対しても給付費のほうを執行する予定です。また、母子手帳の交付状況等から推し量りまして、年度内の新生児、この後5名ほど出るのかなと想定してございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、大学生等支給給付金の執行状況を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただいまのご質問にお答えいたします。

申請が10月1日から始まっております。11月20日現在で、140名ほどの学生の方々から給付の申請をいただいております。そのうち既に給付のほうを完了している方が95名ございます。執行率としまして、61.3%となっております。

また、55名の方につきましては、今月中に給付の予定となっております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 大学生等支援給付金につきましては、補正を2回行っているわけですから、やはり100%を目指していただきたいと思います。

続きまして、こちらも補正の中で目玉だったと思うんですが、GIGAスクールですね。タブレットを子どもたちに貸与ですか、貸与するような形で進めていらっしゃると思うんですが、こちらのGIGAスクールの執行状況を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、学校情報機器整備の状況について申し上げます。こちらにつきましては、9月9日の議会におきまして、所有財産の取得というところでご承認いただき、同日付で契約のほうを結んでおります。

業務内容につきましては、情報端末、タブレット396台については、既に確保のほうをしております。納品につきましては、2月頃を目途に予定をしております。

現在なんですけれども、タブレットの初期設定に関わるものとか、ソフトのインストール、それと動作確認等の作業がこれから工程表に基づきながら行われていく予定になっております。

もう1点でございますが、情報通信ネットワーク環境整備につきましては、10月8日に入札を執行いたしまして、千葉市にあります宮川電気通信工業株式会社さんと工事契約のほうを締結いたしました。工期につきましては、来年の2月26日にしてござ

います。

現在は、最初にこちらで設計した配線図が実際、学校現場でどうなっているかというところで、現地調査をさせていただいております。それに基づいて、ケーブルを識別するところの設計図などを今、作成しているところでございます。それが終わりましたら、ネットワークに関するものを順次これから学校の校舎等に赴きながら、工事のほうを進めていくような状況でございます。今月中旬頃から学校のほうに入りまして、新たなインターネット回線の工事などを行っていく予定になっております。

また、これに伴うケーブル等の備品につきましては、充電保管庫というもの、備品以外については全て業者さんのほうにもう納品されているということなので、こちらでも工程表に基づきながら順次、工事のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。そうしますと、3月ぐらいには子どもたちがタブレットを使えるようになるということによろしいのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 今の状況でいきますと、3月の中旬ないしは下旬くらいになってしまうのかなというふうな計画でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

続きまして、国の3次補正予算等も閣議決定とされておりますが、先ほど町長のお話の中にございしましたが、第3波に対する更なる支援対策等で、何か具体的なものが決まっているのであれば、各担当課よりお聞かせ願いたいのですが。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

9月議会以降、9月議会でコロナ対策に関する補正予算を行った後、新たな政策、対策というものは特段、第3次補正も含めて、今のところ新規のものというのは、総務課の関係では予定しておりません。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですよ。補正したばかりで、今の事業を粛々と進めていくということが今、一番大事なのかと思っております。

続きまして、やはり先ほどお話しさせていただきましたが、税収等の落ち込みは否めないのではないかと。そうしますと現在、来年度の予算編成が始まる、始まってい

るのかな、現状だと思えます。そこで、まず歳入等の税収の落ち込み等をどう見込んでいるのか、お聞かせ願います。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

歳入の、それから税収の落ち込みに関するご質問だということでございますけれども、まず総務課のほうで全般的なお話として、令和3年度、来年度の歳入動向ということですよ。

ご指摘がありましたように、税収、これは町全体の歳入の25%を占めている歳入でございますが、この影響については、後ほど税担当の町民課長のほうから詳しくご説明する予定でございますけれども、概ね町民税、法人町民税を中心に、5,000万円程度の減収というようなことで考えております。

また、歳入全体で3割を占めます地方交付税、こちらにつきましては、地方の安定的な財政運営を図るという意味でも、前年度と同水準を確保するというような国の概算要求、こちらがなされているということの情報を掴んでおりますので、令和2年度、今年度と同水準を確保できるのではないかなと見込んでおります。

また、そのほか各種交付金につきましても、大きな変動の情報につきましては現在のところ掴んでおりませんが、微減増はあるものの、やはり同水準という形で見込んでおります。

ただし、空港関連の交付金につきましては、航空産業の落ち込み、こういったものの影響も考えられるところがございますので、成田空港株式会社さん、NAAさんですね、こちらのほうの状況を確認しているところでございますけれども、交付金関係の情報の詳しい発信が現在のところないということで、普通交付金につきましては多分、同水準。ただし、特別交付金については未定というふうな形で、現在のところ捉えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。大きく2つ、現在の状況と来年度以降の状況ということでご説明いたします。

まず現在、町で行っておりますコロナ関連の徴収の猶予、それと減免の関係ですが、11月30日現在の数字ではありますけれども、徴収の猶予、こちらは12件。税目については、個人の町民税が176万円ほど、それと固定資産税が19万9,000円が猶予という形で納期を延ばしております。

それと、国民健康保険税の減免についてですけれども、15件、決定しております。減免税額は、255万円になっております。

徴収等減免については以上なんですけど、最近の動向として、特別徴収を実施しております企業からの退職の通知が増えているように感じております。年度、年後半にかけて退職の通知が、感覚的ではありますが、大分、増えているような感触は持っております。それによりまして、来年度、令和3年度の予算ですけれども、全国知事会の試算ですと、8.3%の減収が見込まれるという報告があります。

それと、町内の法人、大手数社に確認、ヒアリングしましたところ、やはり7割、8割の実績になる。2割から3割は減収する見込みであるというようなお話をいただいておりますので、それら勘案して試算しますと、先ほど総務課長からありましたけれども、来年度については5,000万円ほどの減収になるのではないかと見込んでおります。

個人住民税については、今年、途中まで勤めている関係で、来年度よりも再来年度の税収が更に落ち込むのが懸念される場所ではあります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。やはり歳入を見ますと、何か明るい話題がないなど。やはり厳しくなっているんだなと思われれます。

続きまして、町長にお聞きいたしたいのですが、その歳入の落ち込み等を踏まえた上で、来年度事業に関します、まだ予算編成前ですので、方針といいますか、そちらのほうを教えてくださいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 事業の優先順位というようなことになろうかと思います。今、日本全国で感染の拡大が続いております。続いているというよりも、増大していると言ったほうが正解なのかもしれません。千葉県においても、観光産業、飲食店、そうした関連産業が大分、落ち込みが酷いということでもあります。

特に、この近辺で成田空港圏、この圏域では、外国との行き来が制限されているということの中で、成田空港株式会社をはじめとした関連産業、1割程度しかないというようなことも伺っております。大変な打撃を受けていると聞いております。

こうしたことは、やはり巡り巡って我々、神崎町の法人や個人の所得に跳ね返ってくるんだろうと考えています。町の歳入の落ち込みもやはり考えながら、予算編成をしていく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。今年もそうですが、来年

もその次もということになるのかもしれませんが。

今、来年度予算を編成中ではありますが、何を優先していくかというようなことも検討していかなければならないということでもあります。神崎町が今まで重点的に行ってきた、将来の宝である子どもたち、この子育て支援事業、あるいは高齢者、障害者といった弱者に対する対策は、やはりこれまでどおり維持していく必要があると考えているところでもあります。また、道路事業などのような投資的経費につきましては、継続中のものにつきましては、やはり補助金を使いながら、あるいは年度事業の事業費を抑えながら、やはり単年度に支出する額を抑えながらも、続けて早急な完了を目指す必要があるのかなと、そう思っています。やはり新規事業につきましては、その必要性をよく吟味する必要があると。総じて無駄を省いて、年間予算の支出を抑えていく必要があるのかなと思っています。

来年以降に、先ほどもお話がございましたけれども、コロナに対するワクチンや特效薬ができて、経済活動がまた回り始めれば、ここ一、二年はやはり我慢する必要があると思いますけれども、事業の復活があるのかなと、そう思っています。そうしたときまで、やはりこうした優先順位をしっかりと見極めながら進めていきたいと、そう思っています。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

続きまして、やはりこのコロナ禍の中で、自治体によっては土浦、筑波でしたっけ、職場内のクラスターが発生しておりまして、フロア全部を閉鎖するというようなところがあったと思います。大きな自治体では職員数も多いですから対応できると思うんですが、当町のような小さな自治体においては、職場内クラスターが起きた場合等は役場機能自体がシャットダウンしてしまうんじゃないかと、そのように懸念されるんですが、そのような中で、やはり職員の方々もプレッシャーやストレス等はかなりあるうかと思われま。

その中で現在、職員の方々に長期、例えば1週間以上、療養休暇を取られているような方は何名、またはどのような状況であろうかというところを教えてくださいませんか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 療養休暇についてですが、療養休暇は職員の勤務時間・休暇等に関する条例及び同規則の規定によりまして、職員の負傷または疾病のため療養する必要があつて勤務しないことがやむを得ないと認める場合に取得できる休

暇ということでございます。ちなみに取得期間については、年間90日が上限ということで、引き続き療養がこれ以上必要になるという場合には、休職という手段を取るということでございます。

現在、療養休暇取得中の者と休職中の者を合わせまして、職員中4名でございます。

そのほか、一定期間以上ということですと、産前休暇の方が1名、あと育児休業中の方が1名ということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはり個々のご事情はあろうと思しますので、お休みになられるのは致し方ないと思います。

そうしました場合、やはり小さな当町の自治体ですと、しわ寄せがやはり他の職員の方に来るのではないかと思います。国のほうとしては働き方改革、有休の取得率等々、出されているところであって、かなり厳しい状況にあるのではないかと思います。そのようなところで、職員の有給休暇の取得及び時間外等の現状を教えてくださいたいんですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 有給休暇と時間外勤務の状況でございます。

有給休暇につきましては、年間に20日間付与されるもので、20日を限度に翌年度に繰り越せるということになっておりまして、最大で40日取得できる休暇でございます。

1年間における一般職員の取得状況でございますが、直近の状況を申し上げますと、令和元年度の取得状況で、職員1人当たり平均で8.7日でございます。消化率としましては、22.6%でございます。

それで、時間外勤務の状況でございますが、こちらも直近で集計しますと、本年度、令和2年度の4月から10月までの状況を見ますと、1人当たりの職員平均で月当たり7時間が平均となっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはり何度も言いますが職員数は決められております。正職で79名、任用のほうでも七十何名ということで、お休みを取られる場合には任用職員を増やすなりで、そのような方策で対応していくしかないのかと思うんですが、何よりも職員の方々含めまして、職員のメンタルケアが重要だと思いますので、そこら辺に関しましては管理者の、いわゆる課長クラスの方々が職員に目を配ってあげて、仕事

のしわ寄せが来ないように、みんなで協力し合って仕事のほうを進めていただきたいと思います。

続きまして、第5次総合計画の中にも今あったと思いますが、人口予想がかなり急激に減少する予想がされていますが、そのような中で、中学校のPTAですか、先日その活動によりまして総理大臣表彰でしたっけ、国から表彰を受けたということをお聞きしております。とても素晴らしいことだと思います。ただ、この間のPTA活動の中で、廃品回収を見ていると、本当にPTAの方が少ないので、かなり厳しい状況になっているような印象を受けております。

そこで、PTAの現状、活動状況等をお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

PTAの現状と活動状況についてですけれども、町内3校ともPTAの会員につきましては、児童・生徒の保護者、兄弟がいる場合は兄または姉のほうで会員という形になっておりますけれども、それと学校で働く教職員で構成されております。

人数ですが、神崎小学校は149名、米沢小学校は39名、神崎中学校は126名という形で、PTAの組織が行われているような状況でございます。

主な活動といたしましては、8月を除く毎月の挨拶運動、それとグラウンドの環境整備に伴う奉仕作業、それと再資源化物の回収、あと授業参観などになります。この活動の中で、小学校で実施している再資源化物回収は、その収益を児童の活動のために役立てるため、とても重要な取組となっているというところを意義深いものと考えさせていただいております。

ただ、高柳議員からご指摘がありましたように、児童数の減少に伴いまして保護者の数も少なくなっているような状況になりますと、古新聞の回収等による少しの労働的なものにつきましては、児童数の少ない地区について負担増になるのではないかなという懸念は想定されているようなところは思います。

でも、そういう状況でもPTAの本部役員になる方、または教職員、それとほかの地区の方が協力をしながら、このような活動を支えているような状況ということになっております。学校の先生方からは、このような廃品回収が保護者の方の負担になっているというような状況は聞いてはございませんということを報告として受けておりますので、このような状況になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。そうですね。やはり地域を巻き込んで、子どもが減っている現状はどこの地域も同じだと思いますので、地域で支え合っていくということが必要だと思いますし、今後、課長がおっしゃられたように、活動の原資となっているところが廃品回収ということがありますので、今後によっては補助金等の増額等も視野に入れていただきたいと思います。と思います。

続きまして、これも先日、神崎町消防団が総理大臣賞ですか、国の受賞をされたということで、やはり人口が少ない中、本当に素晴らしいことだとは思いますが。ただ、今後、団員のなり手でいえばどこの地区もちょっと厳しくなっているのではなかろうかと思われま。

そこで、現状の消防団の人員及び活動状況、及び新規の加入状況等についてお聞きいたします。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 消防団についてのご質問でございます。

まず、人員の状況でございますが、消防団は町内に13部ございます。条例で定める定数187名に対しまして、本部と地元部を兼任している団員や欠員がある部もある関係で、実数としましては175名と、現在は定員割れの状態でございます。

活動の現状でございますが、平成30年から令和元年度にかけては、現在もそうなんです。車両火災1件のみがあっただけで、火災現場への出動というのはほとんどないという状況が続いています。

ただ、昨年の台風、大雨による災害時におきましては、河川の水防活動、警戒巡視、高齢者の安否確認など、延べにして290名の方が出動していただきまして、被害軽減や住民の安全確保に大きな貢献をしていただいたということで、今、議員もおっしゃられましたが、消防団につきましては、本年9月に防災功労者内閣総理大臣表彰というものを受賞してございます。

今年度の訓練状況ですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、全体的な訓練というのは、今のところ全て中止してございます。

新規勧誘の状況ということなんです。消防団につきましては、地区に密着した活動ということもありまして、各部あるいは各地区で新入団員の勧誘をすることを基本に、各地区にお願いしているところでございます。若い方の減少や、働き方の多様化などによりまして、新入団員の確保が、おっしゃるとおりどの地区でも困難になりつつある状況だということで、町としても大きな課題と捉えております。消防団活動が

地域の社会貢献、及び社会的責任として認められて共有されることが重要なことだと考えておりました、今後も消防団の理解を深めるPR活動の推進に併せて、団員の負担軽減についても今後は考慮していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

その関連なんですけど、平成30年1月19日付で、消防庁長官より「消防団員の確保等に向けた重点的取組事項について」という通知が出ていると思います。その中でも、今後、機能別消防団や女性消防団員の活用等も検討するべきではないかという話もありまして、現在、全国的にも機能別消防団及び女性消防団員の活用、登用を進めている自治体がかなりあると思われまます。

本町は、そのような機能別消防団、女性消防団について、以前もお聞きしたんですけども、今後どのように考えているかお話しいただきたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） では、まず機能別消防団ということですが、この制度につきましては、仕事や家庭の都合等で全ての活動が困難な場合、また、災害時やある特定の活動のみに参加が可能な場合など、それぞれの事情を考慮しまして、特定の消防団活動や、時間の許す範囲での活動を行う団員を任用する制度でございます。議員おっしゃるように、こちら基本団員による活動を補完する役割ということを目指しております、全国的にも取組は注目を集めているというところでございます。

近隣の状況を見ますと、栄町が、この辺ですと芝山町などで機能別消防団が組織されているところでございます。基本的な団員が減少傾向にある中、こちらの消防団の有効性に関して、近隣市町の動向を注視しながら、消防団本部とともに調査研究をしてまいりたいと考えております。

また、女性消防団の活用についてですが、こちらにつきましては、現在の男性を中心とした消防団の高齢化や担い手不足ということで深刻化する中、こちら全国的に取組が進められているということで、そのような理解をしてございます。女性ならではの視点というものもございますので、災害時の救護活動、あるいは火災予防の啓発活動、あとは避難所における支援活動などが期待できるのかなと思っております。

こちら近隣の状況を見ますと、成田市、あと多古町、栄町で女性消防団が組織されているところでございます。活動内容につきましては、広報活動や防災教育、応急手当など、あと災害時には避難所の運営やメンタル的なケアなども行っていただ

くということでございます。

本町の消防団の本部でも、こちらについては以前から検討しているところなんですが、一定数の団員確保の見通しがなかなか立たないという状況もございまして、現在、組織するには至っておりません。また、コロナ禍により、なかなか協議する機会が今、少なく、なかなか進展していないというのが実情でございます。こちらの女性消防団の活用につきましても、消防委員会、あるいは消防本部等のご意見とかご助言をいただきながら、これも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。なかなか人口が少ない市町村ですので、そちらの団員の確保も厳しいかと思われま。

続きまして、今年は幸いにも昨年のような風水害は、大きなものはございませんでしたが、今後の対応といたしまして、これも全国的に災害ボランティア制度の創設・活用等がうたわれておりますが、当町ではいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 災害ボランティアセンターということで、現在、多発している大規模災害におきまして、ボランティアによる活動の重要性というのが高まっておる中、本町で立ち後れていたと思われる災害ボランティアセンターに関して、神崎町社会福祉協議会と協議が整いまして、令和2年9月1日付で、神崎町防災ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結したところでございます。

本協定は、神崎町が設置し、社会福祉協議会が運営いたします災害ボランティアセンターに関しまして、必要な事項を事前に定めるというもので、協定の内容につきましては、ボランティアセンターが行う業務、相互の協力体制、費用負担などを定めております。

今後は、その協定に基づきまして、運営に関しての細かな協議を行っていくということとなっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。災害ボランティアセンターを設置されたということで、心強いところでございますが、災害訓練についての今までの実績等を教えていただけますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 災害訓練、防災訓練ということでございますが、本年度、令和2年度につきましては、本年の8月31日に実施しまして、その中で、町あるいは神崎小、米沢小の小学校、あと藤の台地区の方と合同で避難訓練を行ったということでございます。

町と地区の合同避難訓練につきましては、平成26年度から継続して行っているところで、参加希望のあった地区を対象にしまして、各地区から避難場所までの経路を確認するなどの訓練を行っております。また、29年度には、成田市消防本部の下総分署からの支援をいただきまして、AEDの講習や消火栓を使用した水出し訓練なども行ったところでございます。平成30年度からは、小学校の6年生が合同訓練に参加しております。また、令和元年度からは、参加した地区の方を対象にしまして、ハザードマップを活用した各地区の災害リスクの説明なども行っておるところでございます。

今後も、より実践的な訓練を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） できれば全地区で、一斉には無理ですので、年に1か所、2か所ずつ、全地区が行われれば、これは空振りではなくて素振りになると思いますので、そちらのほうの啓蒙活動等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後に草木の対策等の質問があつたんですが、また研究、更に進められるところもございまして、こちらで質問のほうは終えさせていただきますが、最後に意見として述べさせていただきます点が1点ございまして。

多少、私も行政に関わりを思つていた人間といたしましては、議案に対しますチェック等、議案というものは、やはり町民を代表している議員に対して提出するものであります。それに対しまして、これは議会というのは町の最高議決機関ですので、最も重要なもの、お金に関するものだったり、条例に関するものだったり、人事に関するものだったりを出すものでございまして。私も当時、上司から、議案だけは絶対間違えちゃいけないというふうに教育を受けてまいりまして、結局、一番大事なものを間違えるということは、一事が万事であり、もっと細かいことを更に間違えてしまっているのではないかと不信にも繋がると私は教育されてきました。

ここでお願いなんですけれども、そうはいつでもヒューマンエラーというのは絶対起こるものであります。そのヒューマンエラーをなくすためには、やはりみんなでチェックし合うことが一番大事ではないかと。やはり人数が少ない、先ほどから申していますが、人数が少ないのは致し方ないので、みんなでチェックし合う、みんなで助

け合うというところをシステムとして構築していただければですね。ちょっと議案に対する間違いといいますか、変更というのは、ここ1年間見ていましてもちよっと多いんじゃないのかなというのは感じておりますので、そこら辺はご尽力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員から今、厳しいご指摘をいただきました。議案の誤り、また、ひいては公文書、仕事内容の全てにおいてチェック体制、そういったものを強化して、誤りのないような行政にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、3番 高柳 智議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で1時30分まで休憩といたします。

（午後0時01分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時30分）

○議長（石橋 伸一君） 続けて一般質問を行います。

◇ 5番 鈴木 節子 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただいま議長より許可されましたので、発言させていただきます。

さて、菅首相による日本学術会議への人事介入問題ですが、抗議する声が多く上がっています。大学人、自然保護団体、消費者団体、映画人、演劇人、作家、ジャーナリスト、宗教者まで、幅広い団体・個人が抗議しています。この問題は、任命拒否された6人の研究者だけの問題ではなく、日本学術会議だけの問題でもありません。国民全体の問題です。国の最高権力者が、意に沿わないものは理由なく切ると言い出したら、国中にその空気が広がるからです。物言えぬ社会にしているのかが問われているのです。

抗議の声を上げている団体・個人も、今度は我々だと警鐘を鳴らします。映画人有志の声明では、この問題は学問の自由への侵害のみに留まりません。これは表現の自由への侵害であり、言論の自由への明確な挑戦ですと言い、日本消費者連盟も、次に来るのは市民活動に対する締め付けであり、規制の強化である。このことは容易に連想できると述べています。前学術会議会長の山際氏も、任命拒否が権威に忖度する傾向を強め、着実に全体主義国会への階段を登っていくことになるかと警告しています。

1933年に、京都帝国大学の刑法学、瀧川幸辰教授が、自由主義的な学説を理由に追放された瀧川事件が思い起こされます。今回の任命拒否との共通点は、第1に、対象者が政府の政策に批判的であったこと、第2に、戦争に反対であったこと、第3には、法制局が法解釈で政府の行為を正当化した点にあります。瀧川事件が戦争に突き進むきっかけになったことを見ても、止めるのはまさに今だと考えます。ある日突然、戦争が起きたわけではない。いつの間にか、そうなったのだと戦争体験者は語っています。国が誤るのを止める責任は誰にもあります。自治体にも考えていただきたいところではあります。

以下は自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、初めは種苗法改正から町の農業を守れということで、今なぜ種苗法の改正を持ち出してきたのか。

政府・与党は、臨時国会で、前の通常国会で継続審議とされた種苗法の改正案の成立を図りました。種苗法は、米や野菜などの新品種を開発して登録した場合、開発者の知的財産権を保護する法律です。種苗法では育成者権と言ひ、生産・販売する権利が与えられます。同時に、種苗法は農家が購入した種や苗を育て、収穫して翌年再び自分の農地で種植えとして使うことは認めています。これを自家増殖と言ひます。

改正案では、登録品種については自家増殖を原則禁止とし、登録期間の25年または30年の間は許諾料を払わなければなりません。農家からは、この先、農業をやっていけないという声も上がってきています。

この改正案は、どういう理由から出てきたものでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

どういう理由から種苗法を改正したのかということをございますけれども、まず、鈴木議員ご存じだと思われまひ、今、国内の農産物の登録品種、これが海外に流通してしまひまして、これが無断で増殖、それから生産、販売をされているということに

対しての対抗措置。それともう一つは、これが重要なんですけれども、新品種の開発、これが現在、国内では横ばい状態にあるということでもあります。これを促進しようということが改正の目的でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 政府は、この改正は優良品種の違法な海外流出を防ぐためだと言っていますが、今、課長の答弁にもありましたが、それはごまかしです。シャインマスカットなどが中国や韓国で無断栽培されていると伝えられていますが、それは開発者である日本政府がそれぞれの国で品種登録をしなかったためです。政府の怠慢を棚に上げて、自家増殖を原則禁止とするのは間違っていないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答え申し上げます。

法律の是非について、私の口から申し上げることは立場上できませんので、まず今、ご指摘のありましたシャインマスカットについてちょっとお調べしたので、紹介いたしますと、これは大体、許諾料、苗1本当たり60円だそうです。それに対して、実際1年間、成木が生産できる、それから売りに出す利益、それは20万円ほどの利益が上がるということでございますので、果たしてその許諾料が高いかどうかというところは、お考えいただければとは思いますが。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 何か許諾料のことに行ってしまうんですが、それはまた後で申し上げますが、それとはちょっと違うと思います。

そして次に、改正には大きな問題点があります。第1の問題点は、国際条約でも認めている農家の自家増殖の権利をなくすことです。農家を単なる種苗の消費者にしてしまうことです。国際条約だけでなく、国内法でも、現行の種苗法は新品種を開発した人の権利と農家の種を守る権利を取っています。

今回の改正案は、このバランスを崩し、農家の権利の犠牲の上に育成者の権利を一方的に強化する内容になっています。つまり、民間企業が種苗でもうけるために、2018年の主要農作物種子法の廃止で農家に種を安く提供する公的機関、農業試験場や農協さんですね、そういうところを排除しようとする企み、その次に、邪魔になる農家の自己増殖だというわけで今回の改正を狙ったのです。

2017年12月の知的戦略会議で、農水省ははっきりと、自家増殖が種苗開発への民間参入の障害になっていると述べました。つまり自家増殖は原則禁止にして、登録品種は全て種苗会社から購入させる仕組みを整えることが今回の法改正の狙いであることも、町は認めないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたけれども、法律の是非について申し上げる立場ではございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 国が行ってきた、仕掛けてきた政策であるからといって、町が、はい、そのとおりですと何の考えもなく認めてしまうのはよくないことだと思います。町は町で、本当にこれは我が町の農業者のためになることなのかということをもう一遍、頭の中に考えていただきたいと思います。

第2の問題点は、自家増殖の禁止は登録品種だけだから、一般品種には問題がないと言っていますが、本当に影響はしないのかということです。

実は農水省は、生産者がどれだけ影響を受けるのか正確に把握していません。例えば農水省は、稲作で登録品種は17%しかないと言います。しかし、実際はもっと多いのです。最も作付面積の大きいコシヒカリは、育成者権がないと一般品種だとされます。また、サツマイモや落花生などは、登録品種への依存が強くなっています。これでも神崎町の農業へはほとんど影響がないと言えるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、米については、千葉県で生産されている米はほとんど登録品種から外れております。確かひとめぼれは登録品種になっていますけれども、これも千葉県の奨励品種ということで、許諾料はほとんどかからない状況でございます。

落花生についても、今年10月、千葉県におきまして主要作物等種子条例というのが、これが可決されております。こちらについては、稲、それから大豆、それから大麦・小麦、それと落花生も全部の品種につきまして、千葉県で責任を持って種子は生産するというので条例の中でうたっておりますので、その点については安心してよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ですから、そうすると今の品種については、千葉県が条例で種苗を守っていると言えるわけですね。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 10月13日、千葉県議会において可決されました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうすると、ほかの自治体で心配しているのは、それは杞憂なんではないかな。

では第3に、自家増殖の許諾料の問題です。農水省はそれほど高くならないと言いますが、許諾料は開発者次第です。生産元が市場の寡占を進める種苗・農薬を販売するバイオ大企業なら、その会社の種を買うしかなくなり、価格は釣り上がります。農家の負担は重くなります。許諾料が高くないという保証はどこにあるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

巨大バイオ企業、まず日本の国内では多分その影響はほとんどないと思っております。あくまでも米につきましては、ほとんどの許諾権は都道府県が持っております。ということですので、特に心配はないと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 今すぐには心配がないといっても、やはりそのバイオ大企業が日本の市場を狙っているわけですから、それに対して備えをしておく必要はあるんじゃないかと思えます。今、大丈夫だから将来も大丈夫だろうと、そういう安易なことでは困ると思えます。

そして、先に話を進めると、種苗法改正で誰が利益を得るのかということですね。今まで話が出てきたので想像つくと思えますが、世界的に見ると、多国籍の農業関連企業、アグリビジネスによる種子の支配が広がり、上位4社が種苗市場の6割超を占有しています。これらは化学企業であり、遺伝子組換えやゲノム編集による種苗販売とセットで除草剤などの化学薬品、化学肥料を販売しています。

今回の種苗法改正は、これらの多国籍大企業の市場参入を見越しています。これは、消費者にとっても大問題です。日本では既に遺伝子組換え作物の栽培は140件も認可

され、3年後には「遺伝子組換え作物でない」という表示もできなくなります。ゲノム編集は表示の義務ありません。食の安全が脅かされるという可能性は考えないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 現在、考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 先ほども言いましたように、現在大丈夫だから、将来も大丈夫だろうという考えは、やはり捨てるべきだと思います。将来どうなっていくんだろうという想像力を働かせて、やはり仕事をするのが、自治体の職員の職務ではないのでしょうか。

世界的には、規制が強められる傾向にあるわけですね。ところが、日本ではどんどん緩められているために、アグリビジネスに担われているわけです。これらの企業は、以前から自家増殖の禁止を求めていました。種苗法改正は、まさにそれに応えるものです。つまり種は農家のものなのか、あるいは人類のものなのか、それとも化学企業のものなのかが問われています。

種子法廃止の時は、国民的議論もあまり行われないうまま、僅かな審議時間で強行採決されました。それに対する驚きと怒りが広がり、全国の多くの自治体で公共の種子を守ろうという種子条例が制定されました。農業県たる千葉県でも、この条例は制定されましたか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

先ほども申し上げました。10月13日に、千葉県の主要作物等種子条例、こちらが制定されております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 種子法に対する条例は制定されていると、そこまではいいんですけれども、これから先のこと、幾ら国の政策であるといっても、自治体にとって受け入れるべきでないこともあります。ですから、神崎町でも種子法改正から元の種子法を守る条例を作るよう、県に対して訴えるべきではないのでしょうか。近隣の市町さんたちと手を組んで訴えるべきではないのでしょうか。

町長、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

法律の改正そのものについては、なかなか自治体ではできないかと思いますが、ただ、鈴木議員がおっしゃるように、種がある特定の企業に独占されて、高額な値段でないと買えないとか、あるいは手に入らないというような状況になれば、それはまた問題が生じるのかなと思います。

実際、私も、小さな家庭菜園ですが、種を買いながら、1袋200円、300円で買っています。これが1,000円以上してくるとか、あるいは大規模農家になれば、それを何万円も買わなきゃいけないという状況になってきた時には、そういう問題もはっきりしてくるのかなと思います。

そうした場合には、農家さん、あるいはこの周辺の首長さん方と、県にそういうお願いをしていきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 10月13日に種子法に対しての県の条例を作ったと。そうすれば今度もまた新たなるこの改正を止めるための条例を、種苗法改正を止めるための条例を県に作ってもらうということは大事なことです。市長さん、町長さんたち力を合わせて頑張っていたきたいと思います。

では、次です。1年前と町政は変わったのかということで、1年半前ですね。前の6月議会に出したものです。今年の6月議会ですね。

初めは、禁煙問題についての取組はどうなったのかということで、健康増進法の一部改正で、学校、病院、児童福祉施設や行政機関などについては、一定の場所を除いて禁煙にするということが、2019年7月に通知が来て、これから1年6か月の範囲で行うことが法律で定められました。もうすぐ1年6か月になりますが、どの程度、準備は進んでいるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

令和元年の6月議会の一般質問で、鈴木議員から受動喫煙による健康被害防止のため、公の場での禁煙、こういったものを徹底してほしいということで、先ほど質問したというお話ですが、その質問の内容については、町で禁煙に取り組まないのか、それから、施設敷地全体が禁煙というふうになるのかというようなことを質問されております。

当時、総務課長のほうが回答しているんですけども、今回、先ほど鈴木議員がおつ

しゃつたとおり、準備期間中にトータル的にどういう形になっているかということについて、総務課のほうの所管の役場庁舎を例に取ってちょっとお話しさせていただきます。

準備期間中、国の法の施行によりますガイドラインに基づいて、対応のほうをしてまいりました。庁舎の中は、当然屋内は禁煙という形を取っております。

それから屋外、こちらについては、ガイドラインに基づきまして、特定屋外喫煙場所、こちらのほうを2か所設置しております。こちらは1階の東側の通用口、自動販売機横の裏に控室があるんですが、その控室の裏側のほうに設置しております。それからもう1か所、庁舎の東側屋上ですね。東側の上に喫煙所を設けております。

こちらにつきましては、もちろんガイドラインに基づいた中で、規制場所をポール、それからコーン、そういうものでコーナーとして仕切っております。本庁舎を利用する方の動線に入らない、利用者が立ち入らないような場所を選定しております。これにつきましては、法施行の今年の7月から設置のほうをしておりまして、喫煙場所にはガイドラインに基づいた標識等の設置も行っております。

庁舎に関しては以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 庁舎の中、それから敷地についても、ガイドラインに沿って禁煙のそういう用意をしてあるということで、あと、範を示すということでは、公務員の方は喫煙をしないのが普通の状態にしなければよくないと思います。神崎町役場では、職員の方、特に若い方には禁煙の指導はされているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

職員への禁煙指導はしているのかというようなご質問でございますけれども、健康利用増進法の中では、個人の喫煙の禁止については限定していないというのが実状でございます。喫煙につきましては、個人の嗜好というような面もございまして、一方的な指導ということにはならないのかなと感じております。ただし、健康面、それから印象面、そういった面から、保健指導として相談、そういったものは対応していきたいなと思っております。

また、法の中でうたっている町の責務であります啓発活動としても、受動喫煙の健康被害、こういったものを職員に周知してまいりたいなと思っております。

ちなみに、職員のほうは17%ほどの喫煙率ということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 分かりました。

では、次は防犯灯の設置ですが、これは防犯灯というのは区長さんから要望が上がってくると付けるということでしたが、町の防犯灯をもっと増やして、町を明るくしてほしいという町民の声もありました。その声に応じて、何か変わったところはあるのかどうか。

特に神崎駅から神崎大橋までのメインストリートや武田の通学路に付てほしいという話がありましたが、これについてはどうなったんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、現状でも基本的に区長さんからのご要望により設置をしているところでございます。しかし、1年半前に議員からご質問ありましてからは、課としても気がついたところには、区長さんにここに防犯灯どうでしょうかとご提案差し上げて、隣接地の方のご了承をいただいた上で設置してございます。

ご質問にもありましたJR下総神崎駅、あの周辺は特に歩行者の方も多く、自転車で通勤・通学されている方も多ということで、町のほうでもこちらの箇所を中心に、郡地区内で9個の防犯灯を設置しております。

また、米沢地区内においても2基、防犯灯を町のほうから提案させていただいて、設置しているような状況でございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、防犯灯は年間どのぐらい増えているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 新規のものはだんだん少なくなっておりますが、今申し上げたものに加えまして、古原地区で1基、本宿で1基、毛成で5か所、藤の台で1個というようなことで、令和2年度につきましては新設してございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 分かりました。区長さんからの提案を待たずに、町のほうでも少し見てもらえたらと思います。

次に、保育所の改善についてですが、これも前にいたしました。使用したおむつは今でも保護者が持ち帰って始末をしているんでしょうか。保育所のほうで廃棄してほしいという声には、今後はどう応えていくのでしょうか。1年間の間にどう考えたの

でしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

保育所のほうでは、議員さんおっしゃったように、保育所で処分してほしいという具体的なご意見はなかなか承っていないようでございます。ただ現在、神崎保育所、そして米沢保育所に、持ち帰りについて検討していただいております。

また、ごみの処分方法が来年度から若干、変わるというような話を承っております。ごみの処分方法が今現在、週2回で回収していただいているんですが、そういった状況が来年度以降どういうふうになるのか見極めた上で、おむつについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは今現在、検討中で、その後は今後の問題だということですね。

ではもう一つは、給食については、子どもの健康を考えて、既製品ではなくなるべく手作りのものという保護者の願いはあると思います。給食はもちろんですが、おやつも手作りのものを望んでいます。前は週に1回程度と言われていましたが、これについては1年半の間にどうなったのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

保育所の給食提供における衛生管理という点から、食器の洗浄作業が終わるまでおやつを作ることができません。流し台や調理台、そういったものを給食の洗浄が終わった後、更に消毒してから、おやつのほうを作るといような作業手順になりますので、衛生管理上、一通りの食器洗浄が終わってから現在は手作りおやつを作っているというような状況です。

大体、洗浄作業に1時間半ほど時間を要しております。1時に食器を回収して、1時間半ということだと、2時半まで大体、食器の洗浄はかかると。おやつの提供時間につきまして、3時におやつのほうを提供しているということで、毎回、毎回、手作りおやつを提供するというのは時間的にも大変難しいような状況でございます。

現在、栄養士さん、調理員の工夫によって、手作りおやつの提供回数は、月4回から5回に増えております。新しいメニューとして、リンゴケーキやバナナケーキの提供もしております。食中毒防止等の衛生管理の点からも、ご理解いただけるようお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、前よりか少しは増えているということですね。

あと、人手が足りないという話もありましたので、他の自治体では臨時職員を増やしています。神崎町でも調理員の増員はできないんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

手作りおやつを増やせない理由の1つとして、先ほども申し上げましたけど、調理室の構造とか広さ、こういった問題もございます。また、現在コロナ禍で大変、財政状況が厳しくなっており、来年度も引き続きこういった状態が続くのかなと予想されております。こういった状況の中で、手作りおやつの回数を増やすことを目的に、経費負担を増すということは控えたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 手作りおやつのことだけでなく、このコロナ禍で職を失った人を他の自治体では臨時職員として入れているわけです。神崎町はそれも必要はないということでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私がお答えしたのは手作りおやつの件で、雇用の増進、そういった問題については、また幾つもの施策を町のほうでも打ち出しているところです。町だけではなく、国・県も同じように雇用問題については取り組んでいるところでございます。そういった状況を総合的に行うことによって、雇用問題のほうも解決されていくのではないかと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 何かこのコロナ禍でますます職を失う人が増えていくかもしれないということなので、そういった面も、うちは必要ないからいいよじゃなくて、そういった面も考えて今後、検討していただけたらと思います。

次は、道路の整備についてです。神崎中学校のグラウンド側の道路の拡幅はできないものなんでしょうかと思うんですね。2車線には少し狭い道幅なので、車が擦れ違いくく、歩行者も危ないと思うのですが、拡張できない、難しい要因は何なんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

拡張ができないというわけではなくて、条件さえ整えば拡張はできると考えます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木議員、あと残り時間5分です。

○5番（鈴木 節子君） はい。これが最後の質問ですから大丈夫。

その拡張できない理由は何でしょうかと聞いたんですが。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） お答えいたします。

拡張できない理由というか、条件を整えればということで、拡張するに当たっては、用地が必要になってきます。その用地のご協力がいただければ拡張は可能ではないかと考えます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、用地の提供をご協力いただければ拡張はできると。つまり絶対的にできないわけではないわけですね。

でしたら、それは今後とも、すぐには無理かと思いますが、町のほうで用地所有者に働きかけて、拡張はちょっと長いスパンで考えて、もうあそこのところは無理だからいいよじゃなくて、考えていっていただきたいと思います。

では、私の質問は以上で終わりです。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。

続けて一般質問を行います。

◇ 10番 寶田久元君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

師走に入り、今年も残すところあと20日になりました。今年の2020年、令和2年は、新型コロナで歴史に残る年になり、忘れない年にもなりました。世界的に感染拡大が進む新型コロナウイルスですが、ここに来て第3波が爆発的に感染拡大をしております。国内においても、医療現場は逼迫し機能不全になり、緊急事態宣言が出てもおかしくない状態ですが、ただ、宣言を出したら経済が回らなくなり、いわゆるブレーキをかけるか、アクセルを踏むかです。

そうした中でも、少し明るいニュースが入ってきました。アメリカ、イギリスではワクチンが認証実験を終えて接種が行われているようです。日本には来年の6月頃までには人口の半分の6,000万人分が入ってくるみたいです。ただ、外国に頼らず、国

内の製薬会社の開発を期待しています。

人類は歴史の中でスペイン風邪、チフス、ペスト、マラリア、エボラ、最近ではSARSなど、感染症を封じ込めております。今回のコロナも、犠牲者は世界中で現在150万人も出ていますが、必ずや感染症に打ち勝ちます。

しかしながら、今すぐ収まるわけでもなく、来年に引きずられます。国はコロナに追加経済対策をしましたが、4月、8月には地方創生臨時交付金が本町にも来ました。今後も来る予定ですか。また、町でも、町民にコロナ対策は、町長の行政報告では今後も支援する、高柳議員の総務課長の質問では、今のところは考えていないということですが、この辺をお聞きします。

あとは自席で行います。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、現在のところ第1次配分分として、5,712万5,000円、それから第2次配分分として、これは1億2,899万6,000円、合わせて1億8,600万の交付金に来ております。

この後、第3次配分というのがあると聞いております。また、昨日、閣議決定された国の7.8兆円の新しい第3次補正ですか、こちらの中でも、第2次補正で行った予備費をコロナ対策のほうに適正に充てていきたいというような考えがあると聞いておりますが、前に申しあげました第3次分と、今回のものについての市町村、地方のほうへの情報等が来ていないという状況でございますので、今のところ、先ほど申しあげました1次配分分、2次配分分という形で答弁させていただきます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、今のところは考えていないけれども、国から配分が来たらまた町民に対しての支援はするということですね。

それと、第1次・第2次配分で総額、コロナに対して国庫補助金、地方創生臨時交付金、一般財源で9億1,600万円は、これは全部もう執行済みですか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

コロナ関連経費のトータルに対します11月末現在の執行状況は、約7割というような状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 商品券です。町民1人当たりの商品券1万5,000円、これは全部配布が終わったんですか。10万円の時には、住所がないとか何とかで二、三人は配布漏れがあったので、それを返すというわけだったんですが。

それと、町長の行政報告の中にもお話ありましたが、同じことになるかもしれませんが、今どのくらいの換金があるか。それと、換金と、33%と言いましたが、どのくらい町民が使っているか。商工会には換金には相当、来ているでしょうから、その金額。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、応援券についてお答えいたします。

町長の行政報告にありましたとおり、約5,900人に全てお配りしております。金額が約9,000万円ということでございます。

執行状況、商工会での換金状況、それが約2,900万円ということで、お使いいただいたのは交付額に対しまして約33%といったような状況になっております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長の行政報告と同じことをまた聞きちゃってすみませんが、ありがとうございます。

じゃあ、配布漏れはないですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

配布漏れはないんですけれども、どうしても届かないものが約40通ございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 届かないものが40通あるというのは、結果的には住所が、皆、郵送ですから、住所で、それから郵便局員が返却に来たわけですか。40通分。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

直に手渡しということを原則に、郵便局で配達をお願いいたしました。それで、実際、住んでおられない方、また外国人、外国人が多いんですけれども、住所が実際、確定できない、要は住んでいない方が多いということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） あれは書留ですから、本人がいなけりゃしょうがないという
ことで、返ってきていますが、それもまた配布するような努力、するわけですか。
そのままになっちゃうんですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 約3週間かけて、何とか配布したいということであ
ろいろ動いたんですけども、結局、配達できなくて残ったのが40通ということでござ
います。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎のこの1万5,000円の商品券、これは近隣町村からす
ると、神崎はすごい財政力だなというようなようにも聞かれました。

例えば香取市はプレミアム商品券ですから、1万円を持って行って1万3,000円の
商品券。稲敷は1万円を持って行って1万5,000円だという、そのようなプレミアム
商品券のようなのでコロナ対策をしているということです。

それと、次は今後の集会イベント、9月定例の時には、年内は中止になっていると、
そのように一般質問の中でありました。答弁も総務課長からありました。早々、二、
三日前には、蔵まつりが中止。それで、今日は議員の出初式の招待は遠慮するという
わけですが、年明けの行事、イベント、集会、成人式等はどのような感じでやるわけ
ですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 教育委員会で行われる来年の行事ですけれども、まず最初
に1月にありまして、成人式のほうが行われます。従来とは人数とかを少し制限しな
がら実施していき、式典につきましても、広い場所、ふれあいプラザの多目的ホール
を活用しながら実施したいと考えております。また、式典終了後に交流会と称しまし
て近況報告などを行っていたものにつきましては、今回につきましては実施しない方
向で考えてございます。

それと、2月になりまして、青少年相談員さんが主催している若者たちの発表とい
うところで、ヤングフェスティバルというのを毎年、行っているんですけども、こ
の間、コロナ禍の状況ということで、そちらのほうは中止させていただいております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 年明け、例年、消防団の出初式を実施してございます。これにつきましては、現段階では、やり方を縮小しまして実施するという方向性であります。消防関係者のみと、あと消防団の団員で式典だけを実施するという予定であります。通年、行っていましたが、はしご車等の展示等は実施しないという予定であります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 議会は毎年この12月の定例議会が終了後、忘年会をやっていますが、今年は中止します。

それと、今後の行事ですが、「神崎議会の皆様、突然のお手紙で失礼いたします。少し前になりますが、知り合いからの話で、8月頃に町の職員さんと先生方が北京で食事をともにされ、酒もかなり飲んでいたのを見たという話を聞きました。子どもたちの運動会にも町長さんが欠席されるほどのコロナの中で、楽しみにしていた子どもの修学旅行は、宿泊どころかゆめ牧場に変更されました。子どもたちですら我慢を強いられている状況で、先ほどのような話を聞いて、とても納得できる話ではありません。コロナで大変なのに、子どもたちに我慢をさせ、大人が楽しむということはどうしても理解できません。なぜこのようなことをしたのか、どうぞ調べてください」。

これは全協で、局長からいろいろな説明を受けて、局長が調べた結果を議員は聞きました。これに関してはこれでいいですが、議会は忘年会は今、中止と言いましたが、職員の忘年会、またほかの各種団体、農業委員会など、その辺は年内、年明けの新年会はやるわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

職員の感染リスク対策の一環として、県のほうでいろんなイベント、それから飲食、そういった場面でのガイドライン的なものは出ておりますが、その中の大人数での飲食、こういったものの自粛が求められていると、こういう状況下でございますので、職員に対してもそういった自粛の依頼は申し上げております。

職員全体としての忘年会、こちらについては、互助会という組織の中で検討しているんですけども、検討の結果、今申し上げた事情がございますので、今年についてはやむを得ず行わないということで決定しております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

農業委員会につきましては中止いたしました。忘年会は中止いたしました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） こういう状況なので、みんな中止、中止とはいっても、先ほどの話じゃないけども、アクセルとブレーキ、あまりブレーキをかけてしまうと、飲食店が今年は忘年会が一つも入っていない、キャンセルが多いというような声が、なかなかこれは難しい選択だと思います。

そういう中において、国会議員の先生方が、来年の衆議院の任期もあるし、県知事選の選挙もあるとは思いますが、谷田川先生にいたしましては、先日、旭で熊谷県知事候補を招待してセミナーをやりました。本日は林先生が幕張のホテルでセミナーをやる。関候補者ですか、この人も呼んで、やっているようです。国会議員の先生らがやったからどうこうでない。やらなくては、ホテルや会場がまたそこで空いてしまう。なかなか難しい選択ですが、今回は神崎の議員には、林セミナーですか、連絡は来なかったと思いますが、町長には来ているわけですから、今日は町長、出席するわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

やはりこの件につきましては、こうした状況の中、今回は遠慮させていただいたということでございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 案内状、招待状は来たんですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） はい、案内状は参りました。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） このような状況の中で、教育課長、通告にも出してありますが、今年の小学生、中学生、特に卒業生は思い出が少なくなるということです。本年度入学式、3月頃から始まりましたから、入学式、卒業式、あとは修学旅行。学校行事、あとこれからの、来年の3月、4月ですから、コロナがどのような状況になるか分かりませんが、今年の小学生、中学生の行事はどのようになっているんですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

寶田議員がご指摘のように、新型コロナウイルス感染症につきましては、今年の3月以降、学校が臨時休業に入り、4月、5月につきましても、国のほうから要請があった状況の中で、部分的な登校はございましたけれども、5月末くらいまでは休校のような状況になってしまいました。

その中で、3月には卒業式、4月には入学式というのが学校の行事で行われておりますが、対象学年を絞りながら、また来賓の方につきましても制限を加え、時間を短縮しながら実施をしているような状況でございます。また、4月以降、臨時休業が長かったせいで、6月以降の学習につきましても、夏休みを少し短くしながら、授業の時間に割いてきたような状況でございます。

その中で、秋になりますと、寶田議員からご指摘がございましたとおり、修学旅行というのも計画されておりました。その当時の全国の新型コロナウイルスの感染症の状況と、あと行き先などを考慮した結果、最終的には9月11日に、校長先生方を交えました臨時校長会を開催し、苦渋の選択ではございましたが、宿泊を伴う修学旅行につきましては中止ということに決定させていただきました。

楽しい思い出づくりがなくなるということについては、子どもたちの非常に思い出づくりが減ってしまうということで、その代わりとして、代替案を各学校の校長先生にお任せして、どういうものがよろしいかということを検討していただきました。最終的には、神崎中学校は日帰り日光方面、米沢小学校は同じく日光方面、神崎小学校につきましては、2日間を小学校で6年生というような形で称しまして、1日は近くの観光牧場に校外学習に行き、もう一日は学校内でレク活動や料理などを作りながら1日を過ごすという形の活動に切り替えて行っております。

今まで経験したことのないようなコロナの中で、上級生である6年生ないしは中学3年生が自分たちの考えを持ちながら行動してきたというところで、各行事につきましては、たくさんの思い出ができたりとか、友達同士、絆を深めることができたとかいうことを校長先生のほうから報告を受けているような次第でございます。

以上になります。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 本当に今年の中学3年生は思い出がないといいますが、逆にこれが卒業し、成人になった時、俺たちの3年の時にはコロナで大変だったと、そういう話が持ち切りになるとは思います。答弁はそれでいいです。

この件に関しては、最後ですが、総務課長、町税が全体の25%……、来年度予算です。先ほどの話で、来年度予算のあれですが、町税が全体の25%を占めている中でも、

来年は5,000万円減になるような話をしていました。それと、町長の答弁だったかな、成田空港は現在、昨年度から前年対比で1割くらいしか動いていないという話がありました。来年度予算で、町税で5,000万円減あるんですが、あとは成田空港からの交付税、これも減額が見込まれるかなというような気がします。来年度予算に関しての見通しはどうなんですか、総務課長。これを聞いて、次に行きます。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えします。

高柳議員の来年度予算の動向等の中でもちょっとお話ししましたけども、税金に関しては、寶田議員がおっしゃったように、約5,000万円の減収というのを見込んでいます。

それから、町財政の約3割を占める地方交付税、こちらのほうの歳入につきましては、国としては地方の安定財政を図るために、来年度は今年度と同水準を確保したいというような概算要求をしているという情報までは掴んでおりますので、交付税に関しても、今言ったような形で同水準が図れるのではないかなと考えております。

ただ、各種交付金の中で、寶田議員おっしゃるように、空港関連に関しては非常に情報が入ってこない部分がございます、未知数という部分もございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次、残土問題に行きます。

9月の定例議会ではこれは通告ができなかったから質問が弱かったですが、今回は掘り下げてよく聞きたいと思います。

まず、残土条例は本町にあると思います。私は本町の条例を抜粋してみたんですが、まず本町の残土条例をお聞きします。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

残土条例と今おっしゃいましたが、正式には神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例となっております。埋立て行為に関する面積であるとか土質等のことを規定している条例でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） その条例内容をもう少し深く聞きますが、これも町長の行政報告から出ましたが、武田地先で今、私は不法にやっているとは思いますが。あの今

の状況、あそこを通りますと、崩落防止工事とはうたって工事をしてしておりますが、あれは神崎の残土条例には違反はしていないですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

今おっしゃられました看板、あれは町が設置してたものでもなく、許可していませんので、あちらの事業者が自ら立てたものですので、町は一切関与しておりません。あの内容については。

それで今、違法性があるかどうかというお話でしたけども、先ほど言いました条例第7条1項に、必ず届出をしなければいけないとなっております。その届出がありません。無許可で違法性のある行為であると認識しております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 申請がないというあれですから、あれだけ9月7日から始まっている。町長の行政報告では、9月9日に町民からの一報で入ったというあれですが、その後、行政指導は行われたですか。その結果はどうなんですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

警察の捜査に支障を来しますので、あまり詳細なことについては申し上げられませんが、当然、事業主と思われる人物と連絡を取り、役場へも呼び出した上、そういった申請を行うよう行政指導は行っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、警察の捜査中だと言いましたから、なかなか詳しいことはしゃべれないとは思いますが、武田区長、地元の大貫の区長から、住民の声ですよ、これで行政が動かなくてはしょうがなかったじゃないかと。確かに武田区長も大貫の区長も役場に苦情をお話ししに行った。特に大貫区は、荷を満載にして、ちょうど荒井議員の前は1日50台は走っているような状況。その地域住民の声をそのままです。武田は今度、空のあれですから、中のほうはともかく、高橋局長の前、米小の信号から帰っちゃうから、あとは県道ですから、いずれにしろ区長からの苦情を受けなければしょうがなかったんじゃないですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

武田区からは要望書という形で書面にて頂いております。その内容については、区長さん宛てに回答しておりますが、町としても条例に則り粛々と事務を行っておりますというような内容で回答はしております。

大貫区につきましては、後藤区長さんから電話連絡を何度かいただいております。声のほうも聞いておりますが、今言った内容を申し上げるとともに、文書による要望という形ではないですが、相談は承っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ですから、両方の区長から苦情があったんですから、それに対しては業者への忠告とか、警察が今、入っているからというけれども、町環境課としてもそれは問い合わせたでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

当然、この町条例に違反する事案ですので、それに則り、事業の停止命令、即時停止と現場における指導、現地指導は連日、行っておりました。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これ、9月から始まって、9月、10月、これは役場も来ているなと思いましたが。ただ、11月、12月は動かないから、もうやり放題。それで、結果的にあの周りを見に行っただけの場合には、見張りがいて、それを見に行くと今度、私がそこを仮に見に行っただけの場合には今度、私のことを追いかけてくる。それが9月、10月は続いたけども、11月、12月になったらそれがなくなった。町も警察も介入しないから、もうやりたい放題だと思っておりますが、課長はしょっちゅう顔を出していたんですか。11月、12月。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、詳細については申し上げられないんですが、町としても監視活動、これについては皆さんの見えないところで連日、行っておりました。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私も町のほうにも何回も課長にも電話しました。それでもあれですから、警察もどうなのか、もう警察しかないかと思ひまして、新区の住民を

連れて香取警察の生活安全課というところに行きまして、そうしたら生活安全課の課長さんですよ、「粛々とやっていますから」。これは10月の段階です。

粛々とやっているとは言っても、11月、12月、全然動かないから、今度電話で竇田ですがと言って、こりゃ違法なのに、日本は法治国家なのに無法地帯ではないですか。大栄カントリーゴルフ場の前、あれはきれいに残土で埋めてあるけども、あれは成田市の許可を受けた大きな看板が立っている。それを神崎は立っていないんだから、完全な違法でしょうと。町にも申請がないというのを聞いていますからと電話を2回入れました。

そうしたら、私のこの一般質問と合わせたように、昨日は物々しい雰囲気でした。もう大体、終わって、業者ももう腹いっぱいあそこへ入れちゃったんですけれども、警察、パトカーがもう2台も来て、相当の厳戒態勢で、たまたま私は昨日、通らなかったからあれですが、今になってこんなにやったってしょうがないんじゃないかなと思ったんですがね。そこまで警察が……、県警本部が、香取警察の生活安全課でなくて県警本部のほうから来たみたいですよ。

停止指導、停止や指導、これが行われなくて、立米数にすると相当の量が入っている。米沢小学校の校庭が7万立米とも言われていた。神崎道の駅が4万立米といわれた。その何倍かもう入っているような状況ですよ。

それで、もう大体、終わりになってきまして、下から見た場合には3メートルから5メートルのところを段をつけているんですよ。これを犬走りという、そういう言葉ですが、段をつけて、それで法を切って行って、それでユンボで強く押してあって、それでもう大体、上は終わりかけて整地になっています。それで、出している先のほうを高くして、それで水は道路のほうに流れるようするような最後の仕上げに入っている。

それで、町長の行政報告では刑事告発も視野に入れているというあれですが、これは町の条例に違反しているんだから、町がこれは刑事告発するわけでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

実際、警察さんのほうでも動いているところはあるんですが、悪質性が高いということであれば、警察自身が動いて検挙する例もあります。ただし、基づくのが町の条例違反ということですので、町が追随して刑事告発を行わないと一体にならないということがあります。

ですので、町としても刑事告発の準備を今、進めて処理のほうも大分揃ってきてい

るところですので、そろい次第、刑事告発に踏み切るということであります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 刑事告発する、するとはもう9月、10月の頃からやっていて、12月であの工事が終わっちゃってから刑事告発して、課長は私との話で場合によっちゃ撤去命令も出すとも言っていますが、結果的にあれでもう終わっちゃうんじゃないですか。刑事告発しても、どんなような結果が出るわけですか。

それで、刑事告発というのは、安倍首相が桜を見る会を弁護士団が刑事告発、今していますよ。検察庁に。だからそれも粛々と課長はやっているとは言いますが、警察ではなくて検察庁にやるんでしょう。それは町がやるわけでしょう。椿町長の名前で、刑事告発は。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

刑事告発というのは、町が警察に行います。その上で、警察が捜査を行って、送検するか、しないかを決定するというところでありますので、町から警察に告発するという流れになっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 浅野課長、撤去もさせると最初の頃は強い口調で言っていたんですが、もうあのまんまでその状況になっちゃって、指導ももうしていないみたいだったから、最初の意気込みがなくなっちゃったなというような気がいたしました。

そして、土質調査もやらなかったでしょう。あれだけの違反で、あれだけのものを入れられて、あれはちゃんとした土ではないわけですよ。いろんなものが入っていますから。そうした地下水汚染にもなる恐れもあると私は思います。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

まず、撤去についてですが、10月の時点で撤去命令を発しております。期限を切って、それまでに撤去しなさいという最終命令を出しております。当然、その期限が到来しましたら、弁明の余地を与えるんですけども、できない理由を付けさせて、もしそれがなければ期限切れということで、その一歩先に進むと。要は告発に進むと。撤去命令違反という。先ほどは届出がない7条1項の違反だったんですけど、無許可による埋立てだったんですが、それにプラスして撤去命令違反、町の条例で命令を出し

ているけども、その命令に従わなかったというのが1つ加わる形で、もう一つ告発が行われるということです。

あと、土質ですけども、当初から呼出した段階で出どころと調査結果を町に提出しなさいということで先方には申し上げてあるんですけども、守られていない、提出されていないという状況です。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） もうそれは1か月も前の話であって、その間に粛々とやっている浅野課長も言っていました、なぜこの間に刑事告発できなかったわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

刑事告発するに当たっては、確実な証拠、土の出どころであるとか途中の配送ダンプの情報であるとか、それと現場での今までやってきた実績、何台、何台、どれだけ入れてきた実績等、全て揃った段階で告発となります。単純に最初の違法に始まったから告発できるというものではありませんので、そういった膨大な資料を集めた上で告発しないと、起訴まで持ち込むことは実際にはできませんので、確実に起訴できるまでの証拠を集めていた期間ということであります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 傍聴者は私語を慎んでください。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 約3か月か4か月、その間に、その出どころから1日何台来ているとか、そういうのを確実な証拠を見せなければ刑事告発はできない。といってももう終わっちゃったんだから、それだけの証拠は警察が握っているんですか。そこまでは、じゃあ……、町としても握っているんですか。

私の知り合いでも、空のダンプをずっと追いかけて行って、どっちのほうと行って、神崎大橋を渡って来るルートと、あとは栄町から印西のほう、2つのルートがあるみたいです。その辺の証拠を掴むといっても、もうダンプが来なくなっちゃったら終わっちゃうんでしょう。

それで、刑事告発、年内にはできるわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

今言った証拠等ですけれども、今回につきましては香取警察署、千葉県警、千葉県それぞれが現場で追尾だとかそういったものを行っております。ですので、そういったもの全部合わせての告発資料となりますので、当然、町も監視活動を行っておりますので、それと合わせて告発資料という形になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、年内にはできますかと言ったんだけども。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

そちらの時期については、ちょっと捜査に支障がありますので、時期の明言は避けさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これ、ほかの方法で違反があるわけではないかといって、白井巡査にも私は何回も相談に行きました。まず重量違反。指し枠はあれはデカ箱といって、相当の量が入っているみたいです。ダンプの重さが10トン。そこへ普通に積んで10トン。それから、デカ箱といってでかいのが、あれじゃ重量違反だけでも何とか白井さん、ならないですかとも言いました。それと、ナンバーもちょっとおかしいように隠してあるのもありました。それだけでも違反は違反じゃないですか。その辺から突けないですか。

といっても、白井さんも、それはやっていますから、やっていますから。ただそれだけだったんですが、これはこのまま見逃さないで、必ず刑事告発はやってくださいよ。神崎は小さな町で甘いなと思えば、ああいう急傾斜のところがどんどん狙われますから、これを見逃してしまったら、第2、第3が出てきますからね。神崎は甘いからといってなめられるような感じになりますから、必ず法的手段を取ってください。

次に建設課長、これはこの件と続いていますから。私から言うのも釈迦に説法かもしれませんが、私もあのダンプの道路はしょっちゅう見ております。今回、香取市から最初に入ってきた。コメリから入ってきて、西部田から大貫に入る。あれはエンヤ橋といいますよね。あそこの橋の左端を修理しましたよね。それと、左に曲がったところのずぐんだところ、あれもアスファルトを盛って修理しましたね。それから、前総務課長の前辺り、農道、あの近辺もアスファルトを盛りました。それと、村岡さんという家の入り口も段差ができちゃって、そこにもアスファルトを盛った。その先のマンホールも上へ出ちゃって下が落ちちゃっているから、あれも修理した。あれは全

部、町でもって幾らくらいかかったんですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

まだ詳細な積み上げが上がってきておりませんので、金額的にはまだ不確かなところがございしますが、材料代を含めて約20万円程度かなと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） あれだけの、今お話ししたとおりの重量のダンプが農道を走っている。それも注意もできなかった。それで、運ぶほうも、農道はこれは危ないからと思って、今度、荒井議員の前を走り始めた。それでも町道ですから、大分、町道が弱っています。まず先ほど言った前総務課長の裏、排水路側のところはへこんでひびが割れている。それから、今度は鳥打の坂に上がるところの右側にアパートがある。左側にダイキという元のスリッパ工場がある。あそこに排水路があって、グレーチングがあります。そのグレーチングのところもまたへこんじゃっている。それと、鳥打の坂を上ると、どうしても左側がずくんじゃっている。それで、上げるところも…、いずれにしる全体に弱っている。武田の白旗神社のところも弱っちゃっている。

これ全部、町道ですから、町で直すほかないでしょう。直す考えはあるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えします。

危険と思われるところは応急的に修繕いたします。また最終的に状況を見まして、検討させていただきたいと思います。全体的には、状況を見まして検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 状況を見てからって、もう毎日のように黄色い車で歩いているんですから、あれは直すほかないでしょう。状況的に見て直すと言いますが、これ、町道、県道、国道はどのような状況の時に直す。今、本宿の356、全部直しましたよね。あれは傷んでいるから直したんでしょうが、その辺の基準が何かあるわけですか。

それで、大貫武田線は、あれは見ながらやるじゃなくて、直す義務があるわけですよ。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えします。

舗装の修繕の基準としまして、ひび割れ率40%、轍掘れ5センチ以上というような基準がまずございます。ただ、それは公共事業、国の補助金等を利用して施工する場合ということでございます。町の単独費であれば、状況を見て、これはちょっと直したほうがいいなというところであれば直すような状況でございます。

寶田議員のおっしゃっております大貫武田線に関しまして、ダンプが通行している区間に関しましては、延長が長いということがございます。その延長を一気に直すというのも財政的にもなかなか難しいところがあります。どこまでどの金額で直すというのもまた検討事項でございますので、今後、検討していきたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町民課長、これは答弁いいからね。これは4か月も続いてダンプを通らせた、その原因でこのようになったわけですから、あれを早期に止められればあんなに道路は傷まなかったと思います。

それとあと話は元に若干、戻りますが、鈴木課長、エンヤ橋のところを渡って左に渡ったところ、先ほど言った修理をした、あれはもう少し拡幅できないのかと。私もあそこを通っていて、何人もの人が言いました。あそこも拡幅するところはしかも田んぼが休耕で休んでいるわけ。町のほうで何とかお話に行ったら話に乗ってもらえないかなと思いますが、あの拡幅はどうなんですか。せっかくあそこまで直したんだから。釈迦に説法じゃないけども、もう分かっているんでしょう、あそこが狭くて。建設課で黄色い車でしょっちゅうパトロールしているんだから、あそこはせっかく直すんだから、思い切ってその地主にお願いして拡幅したらどうですか。あそこだけ狭いですよ。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

舗装した当時はまだ耕作しておったと。それで、ここ数年、休耕ということで、聞くところによると、また来年から何か耕作が始まるというようなお話をちょっと聞きました。

ただ、大貫地区、荒井議員なんですけれども、拡幅したらどうかというようなお話をいただきまして、来年度、若干拡幅の用地交渉、まずは用地を確保できないと拡幅できないもので、用地交渉を含めて拡幅の検討をしたいということでお答えしてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 行政用語で検討、検討というのは、やらないで済んじゃうということもありますから、どうしてもあそこの道路は香取養護学校の大型バスが通るわけ。一時、壊されちゃった時には香取養護学校のバスもしょうがないから荒井議員の前を通るようになっちゃったわけ。今はまだあそこを通っているから、あれはなるべくでなくて、地権者の同意も必要ですが、何とか町で頼んで拡幅して、町で買い取ってもらいたいわけです。

それで、次はあれですが……、またあれだなんて言うと、私はどうしても、誰でも人間、しゃべるのには癖がある。しょっちゅう、だから局長には注意されますがね。結果的に県や国の予算で道路は直すとは言いましたが、今回の大貫武田線は、あれは突発的にあのような工事が始まっちゃったために、あれは県や国の予算はすぐにはつかないでしょうが、町としてもこれは直す義務があると思います。町民があそこを通るわけだから。それも検討するわけですか。

でもある程度の修理は、先ほどのグレーチングだとか、白幡神社のところは幾らかでもアスファルトを盛るとか何とか、そのくらいはできませんか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えします。

午前中の一般会計の補正予算のほうに計上させていただいて、ご承認をいただきました作業委託費の部分で予算を確保できましたので、今後随時、危険なところを修繕していきたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） よくいろんな工事だとか砂取り業者のが、そこが主にその会社の車で道路が壊れて、こういうのは原因者負担といって、元助役、大竹助役が私のほうの山林の砂取り業者に、大貫の町民グラウンドのところを舗装する時には原因者負担といって三信建設から協力金として頂くというわけですが、今回の場合には無法でやっているために、刑事告発をやった場合にはこの原因者負担で幾らかでも業者から頂けるような、そんなような、また話は逆戻りなっちゃいますが、町民課長、刑事告発したら補償とか何とかという問題も出すほかないでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町民課としては、町の条例違反の告発ですので、そういった経費負担についてはうちのほうから出すことはできないものかなと認識しております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、建設課のほうでもまた告発かな。泣き寝入りということになっちゃうよね、そうなりますと。だからもうちょっとこれは早く中止させ……、中止命令も出しているでしょうが、それに従わなかったんだからしょうがないけども、もうちょっと早めに手を打てばこんなにはならなかったとは思いますが。

次に、町道に入ります。神崎町の町道3路線の進捗状況ですが、まず植房の道路、神崎成田線、現在、成田のほうは重機が入って、要するに分遣所からのところ、成田のほうは重機が入っている。それで、今の進捗状況。今年の当初予算の頃かな、今年はまだ部分的に、町長もそうだ、課長もそうなんだけども、重機も入れて工事が始まると言いましたが、まず土地取得の今の状況。まだ重機も入れない状態ですが、現状を聞かせてください。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えします。

9月定例議会時にも答弁いたしました。用地買収につきましては、年度上半期はコロナ禍ということで、用地交渉を控えておりました。その後、年度内事業執行ということもございますので、コロナの状況を見ながら関係者と連絡を取り合っただけで用地交渉を進めてございます。

現在の成田神崎線の用地につきましては、9名持ちの共有地がございます。この地権者の全員のご協力が得られました。それとあとほか2名の方のご協力もいただきまして、合計4筆591平米を取得いたしました。

当該年度の用地取得率としましては1.9%ということで、全体では約85%の用地の進捗率ということになってございます。

また、当初予算で計上してございました立野地先の切土工事でございますけれども、こちらのほうは10月に入札を執行いたしまして、2月末竣工ということで本工事に入る予定でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 9月までの町道3路線に関しては、コロナの状況で一つも進んでいないと言いましたが、この3か月でそうしますと成田神崎線は計画どおり進んだというわけですね。それで、工事も立野地先には入るというわけで、3月の定例議会に関しては、要するに三角で返すようなことはないわけですか。いつも毎年のように、交渉ができなかったというわけで返しておりますが、今の状況としては目標

どおり今年度はできるわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町では、主要事業としまして交付金事業で3路線、成田神崎線、毛成堀籠線、神宿松崎線と3路線、実施してございます。いずれの道路事業に関しましても、用地をただいま取得している状況でございます。

その用地交渉でございますが、今年上半期に関しましては、コロナ禍ということで用地交渉がなかなかできなかった。また、今もコロナの状況を見ながら地権者と交渉しているわけですが、地権者も今はまだ待ってくれとか、まだ交渉に来ないでくれとか、コロナの関係があるのでちょっと待っていただきたいという方もいらっしゃいます。

それに伴いまして、今年度予定しております事業の執行に関しまして、予算が計上してあるわけですけれども、用地費に関しまして、なかなか思うような執行ができていないということもございます。今後、努力はいたしますけれども、3月になりました返還ということは考えずに、事故繰越と、明許繰越と、繰越しの設定をさせていただきまして、事業を使い切れなかった分は翌年度に回したいというような今のところ余れば、余ればといいますか、執行できなかった部分に関しましては翌年度に事業を行いたいというような方向で考えてございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） あと3か月あるわけですから、ここでもう諦めないで、今の段階でもう繰越したというあれですが、やはり計画どおり頑張ってください。あと3か月ありますから。先ほどのPAに関しては、9月に組んで12月にもう繰り越したということですから、これに関しても残り3か月、頑張ってください。

あと、毛成堀籠線は地元説明会をやったようですが、その状況と現状。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただいまのご質問にお答えいたします。

毛成堀籠線につきましては、不動産鑑定を実施いたしまして、租税特別措置法第33条による課税の特例を受けるための税務署協議を11月に終了してございます。また、11月7日に、先ほど議員がおっしゃられましたように用地取得に伴います地元の地区説明会を開催しまして、順次個別に用地取得の交渉に入らせていただくというご説明を申し上げました。その席上では特段、反対というような意見はございませんでした。

また、コロナの関係もございまして、時間的にも30分、40分程度でご説明申し上げた程度でございますので、特段、意見等もなく終了させていただいたところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、毛成地区の説明会ではこれといった反対がないから同意は得られるというような今の見通しですから、これも今年度での計画では土地取得に入りますよね。それも3月までには消化できますか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、コロナの関係もございまして。また、各地権者の意向もございまして。それに伴いまして一応、年度内に完了させる予定で頑張っておりますが、予算が執行できなかった部分に関しましては、成田神崎線、毛成堀籠線、また神宿松崎線、この3路線につきましては、用地的なところで未買収金が残った場合には、繰越手続をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神宿松崎線のほうももう先に答弁されてしまいましたが、見通しとしては、この3路線は消化不良なんですか。計画どおり取得はできない見通しなんですか、今のままでは。

それで、繰越しなら、これは国庫補助金がありますよね、半分は。それを三角で返しちゃった場合には、それは返すわけでしょう。それで、繰越しなら町でそのまま持っているわけですか。毎年のように三角で返しちゃう、返しちゃうと言っていて、それで私、伊藤県議に、どうしても神崎の町道3路線をやっているけど進まないんだよと言ったら、伊藤県議も、いや、予算は必ずつけるわけだと言いますが、町の地元で土地交渉ができないから、それが問題だと逆に私は怒られたことがあります。これ、土地交渉で3月でできなかった場合には助成金は返すわけですか。

先ほどのコロナの関係で3,300万円は一時返すという話になっておりますよね。あれは返すと、そのような私は認識ですがね。国庫補助金ですから。それで今回の場合も、町の負担はそのままでいいですが、半分、補助金になるんですか。繰越しならそれで町で持っているあれで、そうでない場合には返すわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただいまのご質問にお答えします。

道路事業のこの3路線に関しましては交付金ということで、交付金事業ではあるん

ですけれども、こちらは実績に基づいて交付されるということでございますので、使ったものに関してお金が入るといった形になります。

先ほどのPAの関係に関しましては、コロナの交付金ということで、これに関しましてはもう国庫が町会計のほうへ入ってございます。ということで、まだこのPAの設計のほうができていると、執行していないということですので、使っていない部分は一度返して、来年度にもう一度、充当させていただくというような形でご理解願いたいと思います。

先ほどの繰越し回数というお話ですけれども、道路の交付金に関しましては、用地費で現在、動いているところでございます。年度内でなるべく執行させていただきたいというような形で今、動いてはおりますが、なかなか思うように進まなかった場合に、用地費で繰越しということはなかなか国・県もできないということでございまして、その辺に関しましては、補助金の返還ではなくて工事費に振り替えて、繰越しの手続をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、3路線は計画どおり3月までにはいかないというような認識でいいですか。そうすると、令和3年度の計画は、それからまたずれるわけですか。令和3年は3年なりの計画があるわけですから。令和2年で消化できなかったのは繰越しで延びる。それで、令和3年度のこの道路計画はその分、延びちゃうわけですか。これを聞いて終わります。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただいまのご質問にお答えします。

今年の分がうまくいかないというわけではなくて、努力はしております。それで、来年度の事業に関しましては、もう6月に概算要望が終わってございます。来年度の事業の交付金に関しましては、要望どおり金額がつけばということになりますけれども、来年度分の事業は来年度分の事業費として予算は確保してございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 鈴木課長、もうずっとマスクしていていいですから。

次に、これは環境ではなくて、まちづくり課長のほうでしょうね。稲わらに関してこの前もお話ししましたが、稲わらともみ殻、あれは野焼きの、これは神崎の条例ですか、県の条例ですか、これは。野焼きに関して。まず野焼きに関しては町条例です

か。これを聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、野焼きにつきましては、法律でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらがございます。こちらによりまして、野焼きは禁止されております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 条例でなくて法律ですか。条例の上に法律があるわけなんですか。法律のほうが上ですから。

ただ、例外規定があるわけなんです。例えば野焼きでも、大文字山の山焼き、キャンプファイア、寺・神社のおたき上げ、古いお札を焼くこと。それと同時に、農家の稲わらと見られているのも、これは例外規定に入るわけ。でも神崎では燃さないでくださいというんだけど、これは条例でなくて法律で例外規定になっているんでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

確かに例外規定になっております。ただし、どうしても近隣住民の方からやっぱり苦情が来るような場合であれば、やはり一言申し上げなければいけないところでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 例外規定の中でも、稲わら・もみ殻は燃してもいいんだけど、近隣住民から苦情があった場合にはこれは駄目ですと言いますが、どうしても秋が終わると、農家の人は乾いているとあれに火を点けたくなる。

ただ、苦情から注意に来るわけでしょうが、行政指導に来るわけでしょうが、不公平があるわけなんです。おやっと思うところを、あんなに燃していて苦情……、私は同じ農家だから苦情は出しませんよ。自分でどちらかという苦情は受けるほうですから。あんなに一時、今年、私も驚いたんだけど、道の駅から神宿のほう、小松のほうに抜けるところ、ちょうど空き家があり、9月、10月の頃ですよ。すごい煙で田んぼで燃えているわけ。それも酪農農家が稲わらを集めるようにこうやって山にして集めたの。それを列にしたの。それにみんな火を点けたんですよ。これはすごいなと思っていて、でもあれ、苦情が来なかったから、30分くらいきれいに燃えてし

まったですよ。

そうでなくて、ちょっとした煙だけでも、団地の人なんですよね、煙が出てくると、そっちには煙は行かないんだけど、あそこで燃している、あそこで燃していると。これは法律違反になるんだらうけれども、そこで例外規定では適用できない。近隣住民からの苦情があった場合には、これは例外規定はできないというわけですが、法律違反になってしまう。

結構そういうことがあるから、町としては稲わら・もみ殻は燃さないでくださいとチラシも出すわけですけど、苦情も結構、来るわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答え申し上げます。

今年は多分、1件もなかったと記憶しております。

以上でございます。1件もありませんでした。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。最後に行きます。苦情が出ないように、何とか風の向きを見ながら、例外規定になる場合もあるかも分かりません。私は燃すからとは言いませんからね。

次に、今ちょうど時期ですが、社会福祉協議会が、本来これ、通告する時に局長に注意されたんですよ、これは保健福祉課長に質問することじゃないですかと言いましたが、本来、社協の椎名局長に聞くべきだけでも、ここは議会だからしょうがないけれども、ただ、町としても助成金を出している関係ですから、保健福祉課長、事前に局長には言ってありましたから、椎名さんに聞いたことを……、最初に言ってありますから、そのことに対して答弁してください。

今、時期的に賛助金を町中に募っております。これはいつ頃から。社協が始まってから賛助金をやったわけですか。目的はどういうわけなんですか。これから聞きます。賛助金に関しての。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

賛助会費を募ることにつきましては、社会福祉協議会の自主財源を確保するという観点から行われているということで、手元の資料では、平成8年までは金額等を掴んでおりますけれど、それ以前のいつ頃から始まったかにつきましては、手元の資料に記載されておきませんので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これはこの前の決算書で、29年度ですか、賛助会費が……、この会費収入というのが賛助会で、端数はともかく400万円もこれは集まるんですよ。それも各地区、満遍なくその地区の役員の人が集金とって、賛助会費だから集金とって半分強制的で集金みたいにならざるを得ないわけですよ。400万円もこれ、それは年度によって違いますがね。

それで、中には苦情が出ているものもあるわけですよ。家庭的な問題だとか、これはどういう意味なのか。それで、社協はなぜこのように町民に募るのか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

社協で会費を募っている種類につきましては、普通会費、これは4月頃に区長さん等を通じて募るものでございます。

ご質問の賛助会費につきましては、毎年11月に社会福祉協議会の理事、評議員さん等が各地区、各戸を回りまして、賛助会員の募集趣旨を説明した上で募集を行っているということで、400万円というお話がありましたけど、賛助会費につきましては令和元年度で261万9,000円というような金額になっております。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 4月の普通会費は区長を通して集めると言っては失礼ですが、これは大した金額じゃないわけですよ。この賛助会費は1口2,000円なんです。

それで、区長を通してやる場合には、その各地区はどのようにしているかわかりませんが、新地区は区費のほうから出すから、各個人には問題ないけれども、この賛助会費は今言った役員の方が一軒一軒回って歩いている。これは払わなくてもいいのかな、議員さんなんて私に問いかけてきた人がありますから、じゃあ、ちょっと議会で聞いてみますという話です。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問の賛助会費につきましては、例年11月に社会福祉協議会におきまして、活動の趣旨に賛同していただける方、個人、法人含めて会員として募っているものと伺っております。こちらは寄附行為になりますので、個々の寄附行為については町から意見することは差し控えさせていただきたいと思っております。

しかし、寶田議員のご意見の趣旨を心に留め置き、町社会福祉協議会には今後も活動の趣旨の説明を十分に行った上で会員の募集を行っていただくようお願いしたい

と考えております。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そのように伝えてください。これは寄附行為ですから。

それで、私の場合は議員をやっているから寄附行為に当たるからといって、女房の名前で集金に行っているわけです。まだ私は戸籍上は女房がいますから。

昨日、女房の名前で、うちのほうの理事ですか、来たんです。それでたまたま私は1万円ですよ、もうずっと議員になってから1万円ですが、今日、1万円は今、持っていたけども、ちゃんと支払いますが、明日ちょっとこれ、議会でもやりますから、明後日私から持っていきますと言って、帰ってもらいました。その時に今、幾らくらい集まっているんだと言ったら、27年、28年ベースでは400万円だったけど、今300万円くらいだと。だから断られているところもあるとも言っています。

寄附行為というのは、賛助会費として私も香取神宮の総代をやっている。その都度、募っていく。その時にはどちらかといえば頭を下げて、これどうですかと。それで、そのお返しにお札と曆を置いてくる。社協の人は半税金を集めるか区費を集めるか、当たり前のように来て、タオルの一本くらい置いていってもいいんじゃないかなというようなあれです。これは毎年のように、これは払うほかないですかと言われる人がありますから、これを私は話したわけです。そんなようなことを局長に伝えておいてください。こういう声もありますからということです。

しかも今年度は町から500万円増額しておりますよね。だから幾らかでも社協の財政はそこで間に合っているんじゃないかと。300万円、賛助会費がある。その代わり500万円、今度、町から増額しているから。その辺も伝えておいてください。

それと、この役員構成はどのようになって。これもまず理事、監事、うちの人は監事になっているわけです。その下に各地区の下役があるわけなんですけど、任期だとか、もう発足の時からずっと理事をやっている、いわゆるチャーターメンバーですか、そのようなものもありますが、役員構成に関しては、どの地区に理事、どの地区に監事とか、あと任期が幾つとかはどうですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

役員構成といたしましては、理事と評議員、そういった形に分かれております。

任期につきましては、確認してお答えさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この決算書を見ても、29年度ですか、寄附を頂いて、しか

も町からの助成を見ても、これ、社協は赤字を出しているわけなんです。それで、デイルームは家賃は払っているのか。結果的にデイルームのほうの収入もあるわけなんです。人件費が相当、出ている。それで赤字を出している。その反面、積立金も毎年のようにこれは増えているわけです。

この決算書はよく説明を聞かなければ分かりませんが、私が見た限りでは、積立金が増えていて赤字を出している。それで、これは通告してありますから、デイルームは家賃を町に払っているわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

デイルームのお答えの前に、任期についてお答えさせていただきます。理事については2年間、評議員については4年間の任期となっているようです。

デイルームの件につきましては、社協があちらの施設を使うようになったのが平成13年。その時から使用貸借というような形で社会福祉協議会のほうにスペースを貸し付けてございます。したがって、家賃等のほうは頂いておりません。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 家賃を支払わなくて、あれだけのデイサービスをやっている、ここで赤字を出している。人件費が高いじゃないかなと私は思いますが、それでまた財源として寄附を募っている。これはそのような決算が出ているからあれでしょうが、町もこれ、今回、増額したのが500万円だと思ったが、町のお手伝いも大分やっているから、町がやる行事に対してのお手伝いをいっぱいやっているから、これは町としてもその分は負担をするほかないというあれですが、どのような町の事業に社協はお手伝いしているわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

補助金につきましては、平成2年度からそれまで約2,100万円ぐらいだったものを600万円減額いたしまして、1,500万円という形で現在まで継続されております。その間、社会福祉協議会は収入の不足分を基金の取崩し等によって賄ってきたと聞いております。

基金につきましても、令和元年度に1,200万円ほど取り崩して、残りの基金があと僅かということで、この状況が続くと基金が枯渇するというような話から、今回、補助金のほうを増額させていただきました。

補助金の使途としましては、地域福祉活動費としまして、内容としましては法人の

運営事業、地域福祉活動推進事業、ボランティア活動支援事業、そういったもののほかに、在宅福祉サービスとしまして在宅福祉に係るサービス、生きがづくり事業とか福祉サービス利用者支援事業、こういったものに充てさせていただいているようでございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） あれだけのデイ1日30人も来ていて、家賃は払わなくて、それで1,200万円の増額、600万円の町からの増額を出して、それで取崩し、積立てを1,200万円を取り崩している。これは経営指導しなければ shouldn't じゃないですか。それで赤字だ、赤字だといてやっています。

そこまでは町としては介入できないだろうが、一度、町としては派遣職員として鏝本さんや糸山さんが行っているわけなんですから。町がやっているようなものじゃないとは……、それはちょっと難しい、向こうは向こうで独立採算しているわけですが、これで赤字だ、赤字だというのは、経営指導が必要じゃないですか。

町長、どうなのかな。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

経営指導というよりも、当然、事業内容が一番大事かと思っています。町の今、多くの事業をあそこに渡しています。そうした中で町が負担すべきものをやってもらっているという状況かなと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） また今年度から、わくわく西の城も指定管理者を受けています。これも今まではワーカーズコープですか。これがもう赤字だからしょうがないというわけで、これを今回もやっぱりこれ、五、六百万円増額して、それで結果的には昨年、プレゼンテーション2回やったみたいですが、それで、1回目の時には3者が残ったというわけで……、みんな手を引いたのかな。

それで、私の知り合いもそこへ顔を出したんだけど、やめろよといって私は止めたんですが、無理に入っちゃったみたいですが、それで1回目は流れちゃって、2回目は社協しか来なかったというあれですが、町のほうとして、これは最初からプレゼンテーションは形だけだけでも、社協以外には頼むところがないからというあれでやっていたわけではないんですか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

2回目の時は、社協以外に、またワーカーズコープも参加いただきました。そこでプレゼンテーションをしていただきまして、その中において決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 寶田議員、あと残り質問が3分ちょっとです。

○10番（寶田 久元君） はい。もう社協に関しては保健福祉課長にあんまりこれ聞いても、本来、保健福祉課長に聞く問題ではないという最初からあれですが、これで以上でやめます。

いずれにしても、今現在の、昔でいうはやり病を早く退治しまして、来年は良いお年であることをお祈りしまして、私の一般質問を終わりにします。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、10番 寶田議員の質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、これにて本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、令和2年第5回神崎町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（午後3時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員